

官報 号外

平成十四年四月二十四日

○ 第百五十四回 参議院会議録第二十号

平成十四年四月二十四日(水曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第二十一号

平成十四年四月二十四日

午前十時開議

第一 外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(趣旨説明)

○ 本日の会議に付した案件

一、人権擁護法案(趣旨説明)

一、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○ 議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、人権擁護法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。森山法務大臣。

○ 国務大臣(森山眞弓君) 登壇、拍手)

○ 国務大臣(森山眞弓君) 人権擁護法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国におきましては、日本国憲法の下、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、個人として尊重され、法の下に平等とされております。しかし、今日におきましても、不当な差別、虐待その他の人権侵害がなお存在しております。また、我が国社会の国際化、高齢化、情報化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も見られるようになってまいりました。

○ 本日の会議に付した案件

一、人権擁護法案(趣旨説明)

一、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

会により、平成十三年五月に人権救済制度の在り方についての答申がされ、同年十一月に人権擁護委員制度の改革についての追加答申がされました。

そこで、この人権擁護推進審議会の答申を踏まえ、人権の世紀と言われる二十一世紀において、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し、独立行政委員会である人権委員会の下に、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図るために、この法律案を提出する次第であります。

委員会を法務省の外局として設置することとしております。人権委員会の委員長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとし、その職權行使の独立性を保障することとしております。

第一に、新たに独立の行政委員会としての人権委員会を法務省の外局として設置することとしております。人権委員会の委員長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとし、その職權行使の独立性を保障することとしております。

第二に、新たに独立の行政委員会としての人権委員会を法務省の外局として設置することとしております。人権委員会の委員長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとし、その職權行使の独立性を保障することとしております。

第三に、人権擁護委員について、答申を踏まえて所要の規定を整備し、現行の人権擁護委員法は廃止するものとしております。

第四に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第五に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第六に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第七に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第八に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第九に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第十に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第十一に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第十二に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第十三に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第十四に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

第十五に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

れ、人権侵害の起らぬ社会を着実に築いていかなければなりません。

とはいっても、現実は大きく異なっています。残念ながら至るところで人権侵害が繰り返されており、そのためには、被害者に対して実効的な救済を行う人権救済制度が必要であることは言つまでありません。しかしながら、そのような時代の要請を一身に背負つて提出されたにもかかわらず、本法案は大きな失望をもつて迎えられていると言わざるを得ません。

なぜでしょうか。

第一は、本法案が一九九八年の国連人権規約委員会からの我が国への勧告に反しているからであります。

その勧告とは、警察や入管職員による虐待を調査し、被害者を救済するために活動できる法務省から独立した機関を遅滞なく設置するという内容であります。にもかかわらず、本法案では、法務省からの独立性を確保できるのかどうか、人権救済の実効性が上がるのかどうか、甚だ疑問でございます。

第二に、本法案は、個人情報保護法案、青少年有害社会環境対策基本法案と並んで、いわゆるマスコミ規制三法案と呼ばれるもので、報道機関に対する過剰な規制となっているからであります。我々民主党は、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案大綱を作成しました。それは、人権委員会を内閣府の外局に置くこと、地方にも人権委員会を作ること、報道機関に対しても一般救済にとどめ特別救済の対象としないこと等

を骨子とした内容となっています。

以下、具体的な内容についてお伺いします。

まず、法律の目的について、本法律案は、人権救済及び人権啓発と規定しております。なぜ人権救済や人権啓発と並んで重要な人権教育が含まれていないのでしょうか。

九三年の国連のいわゆるパリ原則も、国内人権機関の重要な役割として、個別の人権救済活動のみならず、人権教育活動を挙げているではありませんか。

法律の目的は、明確に救済及び予防並びに人権教育・啓発の措置とすべきと思いますが、法務大臣、いかがでしょうか。併せて文部科学大臣にもお答え願います。

第二に、第一条では人権侵害の定義はされておりませんが、人権そのものの定義はされておりません。人権の範囲が明確でなく、人権委員会によって恣意的に矮小化されるおそれがあります。

さらに、人権侵害の定義については、本法案では、差別禁止事由として人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向を挙げておりますが、極めてあいまいであります。法務大臣、内閣官房長官、明確にお答えください。

第三に、本法律案では、人権委員会は委員長及び委員四名の計五名で構成されるものと規定されています。わずか五名では、年間一万八千件に迫る人権侵害事件、六十五万件もの人権相談に対して到底満足に対応できるとは思われません。

第四に、本法律案では、人権委員会の構成員の多元性を確保し、人権委員会の委員をもつと増やすべきではありませんか。法務大臣、お答えください。

第五に、本法律案では、新たに設置される人権委員会を骨子とした内容となっています。

第六に、本法律案では、新たに設置される人権委員会による人権侵害に対する過剰な規制であります。

第七に、本法律案では、新たに設置される人権委員会による人権侵害に対する過剰な規制であります。

法務省の外局とすると規定しております。しかし、九八年の国連の市民的・政治的権利に関する国際規約委員会の我が国に対する勧告では、警察や入管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省などから独立した機関の設置こそがその内容ではなかつたでしようか。法務省の外局では、同じ省の矯正局や入国管理局の下で行われる人権侵害に対してはもちろん、警察など他省庁の不祥事に對しても積極的な救済など期待すべくもないではありませんか。

新たに設けられる人権委員会は、人権救済の実を上げられるよう、その独立性確保のため、少なくとも法務省ではなく内閣府の外局とすべきであります。法務大臣、内閣官房長官、明確にお答えください。

また、本法律案では、人権委員会は委員長及び委員四名の計五名で構成されるものと規定されています。わずか五名では、年間一万八千件に迫ります。わずか五名では、年間一万八千件に迫る人権侵害事件、六十五万件もの人権相談に対して到底満足に対応できるとは思われません。

ジエンダーバランスはもちろん、NGOの関係者や人権侵害の被害経験者の意見も取り入れられよう、委員会の構成員の多元性を確保し、人権委員会の委員をもつと増やすべきではありませんか。法務大臣、お答えください。

次に、人権擁護委員の問題です。

人権擁護委員は、本来、私たち国民に最も身近な人権擁護活動の担い手として任務を持った方々であります。現実には、無報酬のボランティアとして、事実上の名譽職的存在となつております。本法律案では、人権擁護委員制度には事実上全く手付かずの状態です。

人権擁護委員の方々がその職責を十分に果たし得るようにするため、地方人権委員会の下に人権擁護委員を置き、有給にすると同時に、地方人権委員会による研修の実施も義務付けるべきであると思われますが、法務大臣の見解を伺います。

本法律案のもう一つの大きな問題点は、いわゆる報道機関による人権侵害に対する過剰な規制であります。

本法律案は、報道機関による人権救済の対象とし

例えば、各地方における入管行政や拘置所において公権力による人権侵害が生じた場合、人権委員会の調査は事務委任を受けた地方法務局長が行うことになります。しかし、地方法務局長は自分が監督を受けている法務大臣の所管部局を調べることになります。

民主党は、差別事件とは地域で度々引き起こされることを考慮に入れて、地方公共団体に人権擁護に関する施策を推進する責務を有すると定めた上で、各都道府県にも地方人権委員会を設置することとし、新たにそのための専任の職員など体制を整備することが必要と考えます。

仮作って魂入れずという言葉がありますが、これでは、組織である仏も中身である魂も今までと全く変わらないではありませんか。法務大臣、お答えください。

次に、人権擁護委員の問題です。

人権擁護委員は、本来、私たち国民に最も身近な人権擁護活動の担い手として任務を持った方々であります。現実には、無報酬のボランティアとして、事実上の名譽職的存在となつております。本法律案では、人権擁護委員制度には事実上全く手付かずの状態です。

人権擁護委員の方々がその職責を十分に果たし得るようにするため、地方人権委員会の下に人権擁護委員を置き、有給にすると同時に、地方人権委員会による研修の実施も義務付けるべきであると思われますが、法務大臣の見解を伺います。

本法律案のもう一つの大きな問題点は、いわゆる報道機関による人権侵害に対する過剰な規制であります。

て、プライバシーを侵害する報道と過剰な取材を挙げております。しかし、そこでいう過剰な取材とは一体いかなる程度のものかをいうのでしょうか。「みだりに」とか「著しく」としか規定されていない抽象的な条文だけでは、その境界線は極めて不明確と言わなければなりません。

本法律案では、取材を拒む被害者や容疑者の家族らを継続して待ち伏せし、見張ることなどのほか、繰り返し電話を掛け、ファクシミリを送信することが過剰な取材に当たると明文化しています。過剰な取材とみなされれば、人権委員会が取材停止の勧告、公表に踏み切ることになってしまいます。一体、電話やファクシミリをどの程度繰り返せば過剰な取材となるのでしょうか。法務大臣、お答えください。

本法律案は、報道の自由に十分配慮するとか、

報道機関による自主的な取組を尊重しなければならないといった規定を置いてはおりますが、それを実質的に保障するだけの手続的規定、例えば、人権委員会の判断に対して報道機関が異議を申立てする権利すら認めしておりません。配慮や尊重といった文言のあいまいさを考えれば、事実上、特別救済の対象となるか否かは人権委員会の判断に白紙委任されているに等しいと言つても過言ではありません。

民主主義社会の基盤を成す国民の知る権利を守るためにも、民主党は、報道機関による人権侵害について、第一に、任意の手続である一般救済の下に置き、特別救済についてはすべて報道機関を適用除外とすること、第二に、その上で報道機関が自主的な救済に向けた取組を行うよう努めることをしっかりと求めております。民主党の言

う、報道機関はすべて特別救済の適用除外とする

ことについて、法務大臣の明確な御答弁をお願い

いたします。

最後に、雇用の場における差別的取扱い等に関

して、本法律案が、労働関係は厚生労働大臣、船員関係は国土交通大臣に救済措置を一任すると規定していることも極めて不适当であります。

この点について、人権擁護推進審議会の答申に

おいても、解決が困難な一定の事案については人

権救済機関が積極的に救済を行ふとされていた以

上、すべての領域の人権救済は人権委員会で一元

的に行われるべきであります。にもかかわらず、

厚生労働省や国土交通省で特別救済を行う旨の特

例を設けられたのは、これまで人権委員会を法務

省の外局としたことから生じた縦割り行政からく

る弊害以外の何物でもないではありませんか。法

務大臣、内閣官房長官にお伺いいたします。

以上、申し上げてきましたように、本法律案

は、現行の法務省の人権擁護行政の焼き直しとも

いうべき人権擁護局再編法案にすぎず、国民の知

る権利を侵す可能性があり、冒頭の大坂高検事

件、外務省疑惑、農水省BSE問題と、次々と行

政の信頼が揺らぐ中で、行政に裁量権を大きくゆ

だねることになり、極めて不十分な内容となつて

おります。

この事件については、検察当局において、そ

の全容の解明に向けて徹底的な捜査を遂げるものと

承知しておりますが、その結果を踏まえつつ、適

切な措置を取つてまいりたいと考えております。

次に、人権擁護法の目的についてお尋ねがあ

りました。

人権教育及び人権啓発につきましては、平成十

二年末に施行された人権教育及び人権啓発の推進

に関する法律が、その推進のための基本的事項を

定めており、本法案成立後も、この人権教育・啓

発推進法に基づいてその推進が図られていくもの

でございます。

本法案は、人権教育・啓発推進法の存在を前提

とした上で人権救済制度の創設等を目的とするも

のであり、そのような目的と直接関連しない人権

教育については、目的の中で特段に言及しており

ません。

もとより、人権尊重社会の実現のためには、人

権啓発や人権救済と並んで人権教育の役割が重要

であることは言つまでもございません。人権委員

会としても、人権教育にかかる関係機関と相互

に連携協力していく必要があると考えております。

次に、人権侵害の定義についてお尋ねがござい

ました。

まず、障害のある人に対する関係で、何が許さ

れない不当な差別的取扱いに当たるかをあらかじ

め一義的に明確にすることは困難でござります

が、個別具体的な事案の事実関係に即して適切に

判断されることになります。

次に、第一条で定める差別禁止事由としての

「人種等」には、国籍は含まれておりません。国籍

は、国家の構成員としての法的な資格でございま

して、国政上、合理的な区別理由となり得る場合

が多く、判例上も、憲法による基本的人権の保障

について、権利の性質上外国人には保障の及ばな

い権利があるとされております。また、人種差別

撤廃条約でも、国籍の有無という法的地位の相違

に基づく異なる取扱いを条約の対象外とすること

を明示しております。一方、現在、私人間におい

て、外国人に対する差別として問題となっている

事案は、実態としては人種又は民族を理由とする

差別的取扱いにほかならないものがその多くを占

めます。このようなことから、類型的な差別禁止

事由として国籍を掲げなかつたものであります。

次に、人権委員会の設置場所についてお尋ねが

ありました。

人権委員会を法務省の外局として設置すること

といったしましたのは、昨年一月に実施された中央

省庁の再編に当たり、人権擁護は、国民の権利擁

護をその基本的任務とする法務省において引き続

き所掌すべきこととされ、今後特に充実強化すべきものとして整理されていること、法務省は、人権侵害に関する調査及び救済措置としての調停、仲裁、訴訟援助、差止め請求訴訟の提起等の職務の遂行のための法律的な専門性を有する職員を擁するとともに、人権救済に対する専門的な知識、経験の蓄積を有することによるものであります。また、人権委員会は、国家行政組織法第三十二条第一項に基づく独立の行政委員会として設置され、委員長及び委員の任命方法、身分保障、職権行使の独立性の保障等により、その職権の行使に当たっては所轄の大臣から影響を受けることがないよう高度の独立性を確保することとされておりまので、法務省の外局として設置いたしました。独立性の観点からも問題はないと考えております。

人権擁護法案の目的と人権教育との関係についてのお尋ねでございますが、人権教育につきましては、平成十二年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されておりまして、我が省では、これに基づいて人権尊重の意識を高める教育の推進に努めているところであります。

このたびの人権擁護法案は、こうした人権教育に関する法律や取組を前提とした上で、人権委員会の設置及び人権救済制度の創設を趣旨とするものであります。これらの施策が相まって人権の擁護が図られるものと考えております。

もとより、人権の擁護を目指す上で人権教育の

果たす役割は極めて重要でございます。文部科学省といましましては、本年三月に閣議決定いたしました人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、学校教育及び社会教育を通じた取組を推進し

て、人権教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○國務大臣(福田康夫君) 福山議員にお答えをいたします。

まず、人権委員会の設置場所についてのお尋ねでございますが、このたび新たに設置される人権委員会については、人権擁護をその所掌業務とする法務省に人材やノウハウの蓄積があるというふうに考慮しまして、委員会運営の独立性にも配慮した形で、法務省の外局として設置するということとされたものと承知しております。

次に、労働分野の人権救済に関する特例についてのお尋ねでございますが、御指摘の特例は、厚生労働省及び国土交通省が労働分野の人権救済について人材やノウハウの蓄積を有することを考慮

して、行政組織間における適正な役割分担を定めたものであると承知をいたしております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 井上哲士君。

[井上哲士君登壇、拍手]

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、人権擁護法案について森山大臣に質問いたします。

法案に入る前に、大阪高検前公安部長の逮捕にかかるかわってただすものであります。

高検幹部が暴力団と癒着し、恐喝まがいのことまでやっていたこと自体、前代未聞の不祥事であります。加えて重大なことは、この逮捕が、前公

安部長が検察の機密費とも言うべき調査活動費につけ、その不正流用を暴露する予定であったとき、合わせるかのようにして行われたことであります。

なぜこの時期の逮捕だったのか。調査活動費とは無関係なのか。また、この際、調査活動費の実態を公表すべきではないのか。法務大臣の答弁を求めます。

人権侵害を迅速、簡易に救済する新たな人権救済機関は、市民団体や日弁連等多くの人々から求められてきました。それは、我が国憲法が世界でも最も幅広い人権規定を持っているにもかかわらず、長年の自民党政治の下で、国民の人権が憲法の規定から大きく立ち後れてきたからであります。

国際社会では、人権保障の条約が作られることが多いものとなっています。今日求められているのは、国際的な水準に立ち、憲法の人権条項を実効あるものとする人権救済機関であります。

法案の問題点は、まず、政府からの独立性の欠

如です。今日、最も重大で救済が困難なものは公権力による人権侵害です。また、基本的人権は、権力にあります。国際規約人権委員会も、我が国に対する人権侵害への対抗の中で確立してきた歴史があります。警察や人管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる独立した機関を疎遠なく設置する

ところを勧告しています。

ところが、本法案では、人権委員会は法務省の外局として置かれ、その事務局には法務省人権擁護局が横滑りし、法務省との人事交流も行われます。地方事務所では法務局の職員が兼務します。

人権委員会は公安調査庁による人権侵害も救済の対象とするのですか。また、法案では、国その他行政機関に嘱託調査ができるとしていますが、

公安調査庁に嘱託することはあり得るのですが、あってはならないと考えますが、はつきりお答えください。

大問題なのはメディア規制の問題です。法案は、メディアによる過剰取材、プライバシーの侵害などの報道被害もその対象としています。

が、こうした被害は、メディア自らが主導的な対応を一層強化して解決すべきものであります。

メディアの粘り強い取材は、政治家の汚職や権力犯罪を暴露し、真実を究明するなど、国民の知る

権利と人権を守る上で大きな役割を果たしてきました。このようない報道機関を差別や虐待と同列に置いて規制の対象とすること自体が妥当性を欠く

表現の自由を保障するとは、何より公権力によつてこれを制限することを禁止する意味だ、これが憲法学の常識です。とりわけ、政治家や公権力への取材規制はあってはなりません。ところが

本法案では、「みだりに」や「著しく」など極めていまいな規定で過剰取材やプライバシー侵害の判断を委員会にゆだね、報道機関からの異議申立ても認められません。これは、憲法二十一條に規定

された表現の自由への行政の介入となり、国民の知る権利を奪い、ひいては民主主義の基盤を危うくするものではありませんか。お答えください。

報道被害の対象を容疑者の家族や被害者とその家族などに限定しているといいます。しかし、政治家の金権・汚職で家族を隠れみにしてきたものは少なくありません。また、桶川ストーカー事件では、被害者の再三の要請にもかかわらず警察が対応せず、尊い命が失われました。このことを警察は隠していましたが、メディアによる被害者家族への粘り強い取材を通じて明らかになりました。こうした取材を規制するならば、政治家の金権事件や公権力の人権侵害を覆い隠すことになるのではないか。報道機関については特別救済から外すべきであります。答弁を求めます。

さらに法案は、メディアのみならず、広く国民の言論・表現活動も規制されているのは行為としての差別的扱いであり、言論・表現活動を対象とする例はほとんどありません。法案では、不当な差別的言動等や差別助長行為も制裁を伴う調査や停止勧告、差止め請求訴訟の対象とし、何を差別的に判断するかは委員会に任せています。これでは、国民の言論、表現の自由や内心の自由にまで行政が介入することになるのではありませんか。

もう一つの大問題は、労働分野での差別的取扱いを特例として委員会の対象から外していることです。国民の大多数が労働者である我が国で、雇用の場での人権侵害は極めて重大です。とりわけ、大企業における女性差別や思想信条による差別は深

刻で、職場に憲法なしとも言われ、多くは泣き寝入りをしています。裁判に訴えても、関西電力の思想差別事件は最高裁で労働者が勝利するまでに実に二十八年、芝信用金庫における女性差別は十五年近く掛かってもまだ最高裁で審理中であり、裁判の長期化自体が著しい人権侵害になってしまっています。

厚生労働省の調停委員会や都道府県労働局長によるあっせんなどの仕組みは、全体として会社側の言い分に沿った内容が多く、実効が上がっていないません。雇用の平等の分野こそ、独立した人権委員会が、企業に対しても文書提出命令、立入調査などをを行い、迅速、簡易に労働者的人権救済をすることが必要です。

なぜ、あえて特例を設けたのですか。先進諸国

の人の権救済機関は、雇用の場での人権救済を中心的課題とし、実効ある措置を取っています。

こうした例にも学び、労働分野での特例をやめるべきです。答弁を求めます。

結局、公権力による人権侵害の救済にはつながらない、形ばかりの人権委員会を作つて国際的な批判などをかわし、人権の名の下に、政府・自民党の長年の願望であった報道・表現の自由への介入の道を開くというのがこの法案の本質であります。このような法案は撤回をし、抜本的に見直すべきだと強く指摘して、質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣森山眞弓君登壇、拍手〕

○國務大臣(森山眞弓君) まず、大阪高検幹部の逮捕の問題でございます。

なぜこの時期の逮捕だったのか、調査活動費と無関係なのかというお尋ねがございました。

もちろん、委任を受けた地方法務局の職員は、高度に独立性を確保された人権委員会の委員長の指揮監督を受け、かつ、特に独立性が要求される公権

力やマスメディアによる人権侵害事件の調査について、人権委員会の指揮監督の下で、中央事務局又は地方事務所が行うことなどを予定している

本件につきましては、暴力団を取り締まる責任者の立場にある高等検察庁の現職幹部が暴力団関係者と親密な交際をした上で本件違法行為に及んでいたという悪質、重大な事件であることから、

検察当局において捜査を行つたところ、相当な嫌

疑が認められたこと、事案の内容から逮捕の必要

入りをしています。

思想差別事件は最高裁で労働者が勝利するまでに

係者と親密な交際をした上で本件違法行為に及んでいたという悪質、重大な事件であることから、

の救済手続の実効性についてお尋ねがありました。

人権委員会は、国家行政組織法第三条第一項に基づく独立の行政委員会として設置され、委員長及び委員の任命方法、身分保障、職権行使の独立性の保障等により、その職権の行使に当たっては所轄の大臣から影響を受けることがないよう高度の独立性を確保することとされています。したがって、人権委員会が法務省の機関における人権侵害の調査、処理をするに当たって、法務大臣から影響を受けることは一切なく、実効的な救済を行うことができると思っております。

次に、公安調査庁による人権侵害についてお尋ねがございました。

新しい人権救済制度は、人権侵害一般を対象とする一般救済手続と特定の人権侵害を対象とする特別救済手続とから成りますが、公安調査庁によるものも含めて公権力による人権侵害が認められれば、その内容に応じ、人権委員会により一般救済、特別救済のいずれかが図られることがあります。

次に、公安調査庁への調査嘱託の可能性についてお尋ねがありました。

本法案第四十条に定める他の行政機関への

調査嘱託は、当該行政機関の所掌事務に応じて人

権委員会が適切な嘱託先を選定して行うもので

す。

公安調査庁の行う調査は、破壊活動防止法及び

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する

官 報 (号 外)

法律に基づく規制を目的とする調査に限られておりまして、人権侵害の救済を目的として調査を行なうことができませんので、報道機関等によるものも含めて、人権侵害事件について公安調査厅に調査嘱託することはあり得ないものと考えております。

次に、報道機関等による人権侵害と差別、虐待を同列に扱うのは不當ではないかとのお尋ねがありました。

しかししながら、本法案では、差別、虐待について、我が国の実情に照らして、特に救済の必要性が高い人権侵害の典型的な類型であるとの認識に基づき、特にその違法性を明確にするための具体的な禁止規範第三条を設けた上で、特別救済の対象として位置付け、かつ過料の制裁を伴う調査も行うことができるようにしております。

これに対し、報道機関等による人権侵害については、禁止規範を設げず、特別救済の対象となるとともに、報道機関等の自主的な取組の尊重を特報道機関による人権侵害を限定するための明確な規定を置いており、かつ調査も任意のものに限るに明記するなど、表現、報道の自由に十分に配慮した位置付けをしているものであり、決して報道機関による人権侵害を差別、虐待と同列に扱うものではありません。

次に、報道機関等による人権侵害への特別救済手続の導入は、表現の自由への介入であり、国民の知る権利を奪うことになるのではないかとのお尋ねがありました。

案は、報道機関による報道、取材について何ら新たな規制を設けるものではなく、現行法の下で既に違法と評価される報道機関による一定の人権侵害について、その範囲を明示した上、それが実行された場合の事後的な救済手続を整備するものであり、かつ調査も任意のものに限るとともに、報道機関等の自主的な取組の尊重を特に明記するなど、表現、報道の自由に十分に配慮した内容となっています。したがって、御指摘のように、表現の自由に不适当に介入し、国民の知る権利を奪うことになることはあり得ないと考えております。

ではありますんから、
ものと考えております
次に、報道機関によ
り、象から外すべきではな
い。
た。

のいわゆる人権侵害を特別救済の対象とお尋ねがありまし
かとのお尋ねがあります。長書につきましては、まず
日本規制が図られるべきで
による人権侵害の実情と報
状に照らしますと、犯罪被
害者に対する一定の人権侵
害制度の中で実効的な救済

次に、労働分野の人権救済に関する特例についてお尋ねがございました。

平成十三年五月の「人権擁護推進審議会」の答申は、既に被害者の救済にかかる専門の機関が置かれている分野においては、当該機関と人権委員会との連携による効率的な対応を図ることを旨旨としている。この上で裁判所の判断によって行われるもので、行政機関である人権委員会が自ら強制力を行使して実現を図るものではありません。したがって、これらの行為を特別救済の対象とすることは言論及び表現の自由の保障の観点からも問題はないものと考えております。

次に、政治家の犯罪の取材などに規制が掛けられることになるのではないかとのお尋ねがあります。しかしながら、本法案では、被疑者・被告人本人に対する取材は特別救済の対象としておりません。一方、その家族は特別救済の対象となります。が、取材の対象があくまで本人であり、特段その家族に対する付きまとい等を伴わない場合には、その取材は家族に対する取材とは言えず、特別救済の対象とはなりません。したがって、政治家の犯罪の取材などに規制が掛けられるという御批判は当たらないものと考えます。

次に、犯罪被害者への取材制限によって、警察

そこで、本法案においては、特別救済の対象を犯罪被害者等に対する報道による著しいプライバシー侵害と生活の平穏を著しく害する過剰な取材という必要最小限のものに限定するとともに、調査を任意のものに限り、かつ報道、取材の自由への配慮と報道機関による自主的取組の尊重を明記するなど、表現の自由、報道の自由に最大限に配慮しつつ、報道機関による人権侵害についても実効的な救済を図ることとしたものです。

次に、言論、表現の分野の問題を差別的言動等、差別助長行為等として特別救済の対象とすることについてお尋ねがありました。

特別救済の対象となる差別的言動等は、侮辱、

労働分野における差別の取扱い等については、従来から、厚生労働省等において被害者の救済にかかる制度が整備され、実施されてきたところであります。労働分野における人権救済制度の適切な運用に当たっては、労働法制、労使慣行、労務管理実務等に関する知識が必要不可欠であり、そうした知識を有する職員等のいる厚生労働省等で救済を図ることが効率的かつ効果的であると考えております。平成十三年十一月に公労使三者懇談会議で取りまとめられた報告にも同様の考え方が示されております。

の不祥事などを覆い隠すことになるのではないかとか、そのお尋ねがありました。

名譽毀損、性犯罪といった犯罪を構成し、あるいは民法上の不法行為が成立するなど、従来から違法とされてきたものであります。

また、特別救済の対象となる差別助長行為等の要件は極めて限定的なものとなつておらず、これに該当するのは放置すれば不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いが行われる危険性が高いもの

次に、人権擁護法案を抜本的に見直すべきではあります。この法案は、パリ原則等の国内人権機構に関する国際的潮流を十分に踏まえたものであり、また、報道機関による人権侵害の取扱いについても、報道の自由、取材の自由に十分配慮した内容になっております。

この法案は、人権の世紀と言われる二十一世紀において、人権尊重社会を実現するためには是非とも必要な人権救済制度の創設等を目的とするものでありますので、どうぞ慎重に御審議いただきまして、速やかに成立させていただきますようお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 島袋宗康君。

(島袋宗康君登壇、拍手)

○島袋宗康君 私は、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表して、ただいま議題となりました人権擁護法案に対して質問をいたします。

今年は、戦後五十七年、沖縄の復帰三十年の節目の年であります。沖縄は、二十七か年間の米軍政下で、数多くの人権侵害事件を体験いたしました。今でも、沖縄は、在日米軍専用施設の七五%を抱えて、米軍による事件、事故及び人権侵害に悩まされております。

私は、人権問題に高い関心を持っております。

さて、本法案の趣旨説明において、森山法務大臣は、人権の世紀と言われる二十一世紀において、人権擁護制度を抜本的に改革するため本法律案を提出した旨の表明がなされました。

二十一世紀を人権の世紀にするとの認識については、私も大臣と同じであります。人権は長い歴史の中でかち得た人類普遍の原理であり、自由が保障され、いわゆる差別のない、平等で個人が尊重される社会は民主主義の基盤であります。新しい世紀に入った今こそ、我が国が経済的な繁栄だけでなく、人権の実現にたゆみない努力を積み重ねていくことは、国際社会においても尊敬されるゆえんであると考えます。

しかしながら、その大臣の決意とは対照的に、本法律案の内容は、真の人権擁護にふさわしいものにならざることは到底言えないのではないであります。以下、本法律案の問題点を指摘しつつ、政府の所見を求めます。

その第一は、本法律案が設置を予定している人権委員会の独立性が確保されていないということです。

本法律案によれば、人権委員会は法務省の外局とすると規定されています。しかしながら、そもそも一九九三年に国連総会が採択したいわゆるパリ原則及び一九九八年の国連の市民的・政治的権利に関する国際規約委員会の我が国に対する勧告の双方ともに、政府から独立した人権救済機関の必要性を指摘しております。また、我が国人権擁護推進審議会が昨年五月に出した答申においても、人権救済機関は政府からの独立が不可欠であるとされております。

すなわち、政府からの独立性の確保こそ人権救済機関の生命線と言つても過言ではありません。このことは、我が國の人権侵害の多くが、公権力の行使に付随して警察や法務省の矯正局及び入国管理局の管轄下で発生しているという現状に照らしても明らかであります。

大阪高検事件を見ても、法務省の外局に人権と地域の実情に応じた実効性のある人権救済を実現しようとするならば、中央の人権委員会と並んで、現行の法務局、地方法務局の改組ではない、新たな組織として地方にも人権委員会を設置し、そこ不可欠と考えますが、いかがでしょうか。法務大臣の見解をお伺いいたします。

このように、人権委員会に対し、本法律案の人権委員会は、委員長及び委員四名のわずか五名をもって組織しようとされているにすぎません。果たして、それでは山積する人権侵害事件に十分な対処ができるのでしょうか。また、現実の人権救済は、地方でどれだけ実効ある救済が行われるかに懸かっているのです。

さらに、一年に一万七千件以上も起こっている人権侵害事件に対し、本法律案の人権委員会は、委員長及び委員四名のわずか五名をもって組織すればは人権委員会にゆだねられ、また、報道機関が人の権委員会の判断に対して不服を申し立てるための規定すら置かれていないのです。

このようないくつかの規制を許すならば、国民の知る権利にこたえるための熱心な報道・取材行為が萎縮してしまうのみならず、人権委員会の運用次第で報道内容にも影響が及ぶなど、憲法の禁止する検閲に触れるおそれすらないとは言えないと言わなければなりません。

そもそも、人権の中でも、表現の自由を始めとする精神的自由が民主主義社会においてとりわけ重要な優越的な地位にあるとして、報道の自由が表現の自由を規定した憲法二十二条の保障の下にあることは改めて言うまでもないことであります。にもかかわらず、このようないくつかの規制が施行されるならば、民主主義社会において不可欠である国民の知る権利を否定することにつながる危険性は計り知れません。

もとより、メディアは何をしてよいとは考えません。現に、メディアの過剰取材や誤った報道により、人権侵害が生じている例が数多くあります。しかし、そのような場合でも、被害者の教養については、まず一次的には、報道機関自らの、新聞倫理綱領の改定や第三者によるチェック機関の設置、あるいは放送と人権等権利に関する委員会機構の設立といった人

報道によるプライバシー侵害や過剰な取材を挙げ、人権委員会が取材停止を勧告したり、勧告内容を公表したりすることまで認めています。しかしながら、そもそも一体何が過剰な取材等に当たるのかは必ずしも明らかではなく、その判断は人権委員会にゆだねられ、また、報道機関が人の権委員会の判断に対して不服を申し立てるための規定すら置かれていないのです。

ところが、この点、本法律案は、人権委員会事務局の地方機関として、現行の法務局、地方法務局を改組した地方事務所を置くこととした上で、その事務も地方法務局長に委任できるとしております。実質的に人権保障に携わる職員の人事が公権力の行使をする部局ともローテーションで配置されることになり、独立性の保障は全くないのです。これでは、現在、地方法務局で行われている人権擁護行政の单なる看板の書換えと一体どれだけ違うのでしょうか。二十一世紀は人権の世紀という言葉が泣きませんか。法務大臣、お答えください。

地域の実情に応じた実効性のある人権救済を実現しようとするならば、中央の人権委員会と並んで、現行の法務局、地方法務局の改組ではない、新たな組織として地方にも人権委員会を設置し、それにふさわしい人的・物的基盤を整備することを差別や虐待と同列に並べて特別教済の対象としよようとするならば、独立性確保のため、人権委員会を法務省ではなく、少なくとも内閣府の外局とすべきことこそ新しい人権委員会の出発点ではあります。

本法律案は、報道による人権侵害の類型として

権擁護のための自主的な取組を十分尊重すべきであります。国民の知る権利の重要性にかんがみれば、まず、このような報道機関の自主的な取組を尊重することこそ世界の流れであり、報道に法規制を掛けようとする本法律案の在り方は、民主主義社会に対する権力の極めて不当な介入と言わなければなりません。

民主主義社会に対する権力の不当な介入といえども、過去に、ある総理大臣は、沖縄の地方新聞二紙が特定の政党に支配されているとの不当な発言をされた記憶もまだ古いことではございません。

私は、本法律案から表現、報道の分野に対する規制は削除すべきであると考えますが、法務大臣の見解をお伺いします。

作家の城山三郎氏は、今回の権擁護法案は、いったん施行されてしまえば取り返しの付かない恐怖の法律であるとし、人権擁護の美名に惑わされてはならないと批判しております。二十一世紀は人権の世紀とおっしゃるのであれば、今、政府の行うべきことは、人権三法という美名に隠れて本法律案や個人情報保護法案あるいは青少年有害環境対策基本法案といったいわゆるメディア規制三法案を強行することではなく、十分時間を掛けて真摯に議論を積み重ね、人権の世紀にふさわしい、真の人権擁護のための法律案としての内容に抜本的に改めることであるということを強く主張いたします。

最後に、本法律案とは直接の関連はありませんが、一昨日、法と正義の番人である検察官、しかも大阪高等検察庁の公安部長という要職にある検察官が詐欺事件によって逮捕されるという前代未聞の不祥事が発生いたしました。このようなこと

では、国民の検察に対する信頼は大きく傷付いたと言わなければなりません。

この事態に対して、法務行政の責任者として、法務大臣はどのような御所見を持っておられるのかお伺いいたしまして、私の質問を終わります。
ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣森山眞弓君登壇、拍手〕

○國務大臣(森山眞弓君) 島袋議員にお答え申し上げます。

まず、人権委員会の設置場所についてお尋ねがありました。

人権委員会を法務省の外局として設置することいたしましたのは、昨年一月に実施された中央省庁の再編に当たり、人権擁護は、国民の権利擁護をその基本的任務とする法務省において引き続き所掌すべきこととされました。今後特に充実強化すべきものとして整理されていること、法務省は、人権侵害に関する調査及び救済措置としての調停、仲裁、訴訟援助、差止め請求訴訟の提起等の職務の遂行のための法律的な専門性を有する職員を擁するとともに、人権救済に対する専門的な知識、経験の蓄積を有することによるものであります。

人権委員会につきましては、高い独立性を確保するために、いわゆる独立行政委員会として設置

するにあたり、人権委員会は、主に特別救済の対象となる人権侵害について、事務局において調査した結果を

上、日々各地で生じる人権侵害事案に適切に対応するため事務局を置くこととするなどして、事務局の

地方事務所を置くこととするなどして、事務局の

地方組織を整備することを予定しております。

また、人権委員会の設置場所についてお尋ねが

ありました。

まず、人権委員会の設置場所についてお尋ねが

ありました。

まず、人権委員会の設置場所についてお尋ねが

ありました。

では、国民の検察に対する信頼は大きく傷付いたと言わなければなりません。

人権委員会は、委員長及び委員四名で構成する

こととしておりますが、人権委員会にはその事務

を処理させるため事務局を置くこととしている

上、日々各地で生じる人権侵害事案に適切に対応するため事務局を置くこととしている

こととしておりますが、人権委員会にはその事務

を処理させるため事務局を置くこととしている

上、日々各地で生じる人権侵害事案に適切に対応するため事務局を置くこととしている

そこで、本法案においては、報道機関による人権侵害についても特別救済の対象とすることとしておりますが、その対象を、現行法の下でも既に違法と評価される犯罪被害者等に対する報道による著しいプライバシー侵害と生活の平穡を著しく害する過剰な取材という必要最小限のものに限定しております。何ら新たな規制を課すものではありません。

また、調査を任意のものに限り、かつ報道、取材の自由への配慮と報道機関による自主的取組の尊重を特に明記するなど、表現の自由、報道の自由に最大限配慮した内容となっており、国民の知る権利にこだえるための熱心な報道や取材活動を何ら萎縮させるものではないと考えております。

最後に、大阪高等検察署前公安部長の逮捕に関し、私の所見についてお尋ねがありました。

今回の事件は、他人の刑事責任を追及するべき検察庁の幹部としてあるまじき不祥事でありますて、誠に遺憾に存じております。

検察が暴力団と恒常的に癒着しているというようなことは全くなく、一人の検事のために、日本の安全及び治安を守るために日夜努力している大勢の全国の検事の名譽が甚だしく汚されたことを非常に残念に思っております。

この事件については、検察当局において、その全容の解明に向けて徹底的な捜査を遂げるものと承知しておりますが、その結果を踏まえつつ、適切な措置を取ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(趣旨説明)を求めて存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。武部農林水産大臣。

〔國務大臣武部勤君登壇、拍手〕

○國務大臣(武部勤君) 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の發揮を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であります。

そのためには、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくことが急務であり、意欲ある農業の担い手が経営改善に必要な資金の融通を円滑に受けられるようにしていく必要があります。

政府といたしましては、このような課題に対応して、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金及び農業改良資金について資金内容の充実等を行います。

第一に、農業近代化資金助成法の一部改正であります。

農協等の民間金融機関の融資に利子補給する農

業近代化資金について、現行の施設資金に加え、農業経営の改善を図るために必要な長期運転資金を追加することとしております。

第二に、農林漁業金融公庫法の一部改正であります。

農業経営基盤強化促進法の認定農業者以外の農業の担い手が経営の改善を図るために必要な資金を土地利用型農業だけでなく、全農業種目に拡大することとしております。

第三に、農業改良資金助成法の一部改正であります。

都道府県の財政資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、特定の農業技術の導入のため

の資金から、農業の担い手が農産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合など、高リスク農業にチャレンジするための資金へと改めることとしております。

また、都道府県からの直接融資方式に加え、農業改良資金についても、民間金融機関が、都道府県から借り受けて農業者に貸し付ける方式を追加することとしております。

第四に、農業信用保証保険法の一改正であります。

第五に、農業信用保証保険法の一改正であります。

第六に、農業信用保証保険法の一改正であります。

第七に、農業信用保証保険法の一改正であります。

第八に、農業信用保証保険法の一改正であります。

第九に、農業信用保証保険法の一改正であります。

第十に、農業信用保証保険法の一改正であります。

業の活性化を図っていくためには、家族農業経営の発展の支援と併せて、法人形態の農業経営の育成を推進していくことも重要であります。

近年、農業法人は増加傾向にありますが、その経営内容は自己資本が少ないといった問題があり、農業法人が地域農業の担い手として健全に発展していく様にするために、農業法人の自己資本の充実を促進していく必要があります。

政府といたしましては、このような課題に対処して、農業法人に対する投資の円滑化を図るために措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする会社は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けることができるることとしております。

第二に、農林漁業金融公庫は、その業務の特例として、農業法人に対する民間の投資を補完するため、事業計画の承認を受けた会社が農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができるとしております。

第三に、事業計画の承認を受けた会社は、農業協同組合法の特例として、農事組合法人に投資を行なうことができるとしております。

第四に、事業計画の承認を受けた会社であつて、農協系統及び地方公共団体がその議決権の過半数を有しているものは、農地法の特例として、農業生産法人に対して投資を行なうことができる」ととしております。

以上、農業経営の改善に必要な資金の融通の円

滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(鷲田見之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

羽田雄一郎君。

(羽田雄一郎君登壇、拍手)

○羽田雄一郎君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案につきまして、武部農林水産大臣に質問をいたしました。

法案に関する直接の質問に先立ちまして、一般、農林水産省から発表されました「食」と「農」の再生プランについて伺いたいと思います。

この中で本法案と密接にかかわる箇所が、第二章にあります「ビジネスチャンスとしての新規就農者への支援」、「農業経営の株式会社化等による多面的戦略の展開」の部分です。

そこには、このような文言があります。「次代の我が農業を担う若い人材を確保し、農村の豊かな地域資源を活用したビジネスの可能性を引き出す多様な人材を呼び込むため、Uターンや農外からの新規参入者等をも対象に実践的な研修、資金の融通、農地のあっせん、農業法人への就業の促進等を行います。」「農業法人の自己資本の充実を促進するための出資の円滑化措置を講じます。また、農業法人等に対して売れる商品企画、

販売戦略等の高度なノウハウを提供する取組を支援します。農業経営の株式会社化等による多面的戦略を展開するための措置を講じます。」というものであります。

今、農業の現場での一番の問題は、次世代の担い手が全く不足しているということです。なぜ後継者が育たないのか。一つには、将来の展望が見えない中で、農業に従事しようと考へる後継者がいない、子供に後を継がせたいという農業従事者がいないということです。もう一つは、農外からの新規参入、就労には大きな壁があるということです。

最近、書店の農業のコーナーには、定年を迎えたサラリーマンが農業に従事するためのガイドブックが数多く見られるようになりました。一つのブームになってしまっているようです。自然に囲まれて農業をしながらゆったりと暮らしたいと考える人が増えることは大変喜ばしいことであると思いません。しかし、定年世代に頼る形でこれから日本の農業生産体系を組み立てるることはできません。少なくとも私たちの世代が新たに就農する道も広く開放されることが必要であり、そのための具体的な施策が必要になってきていていると考えます。

さきに引いた「農業経営の株式会社化等による多面的戦略」に注目すべき文言があります。「農地法の見直しに着手します。」という箇所です。二〇〇〇年の臨時国会に提出された農地法の一部改正案に、民主党は、五年以内に農地の転用制限の在り方について検討し、必要な措置を講ずるという修正を盛り込みました。農地の転用規制の見直しは新たな扱い手づくりのかぎとなるものだと考えます。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に

は、新たな農業参入者にはハードルが高いのはどうでしょうか。もとと開かれた形で、農業に從事するのではなく、農業を行っている企業に就職できるよう、就農するのではなく就職するということでもはいかがでしょうか。安定的な収入が保障され、また定期の休暇を取ることもできる農業従事者がいてもよいのではないかでしょう。

一般的な企業ではいかがでしようか。一般的な企業ならばそのような環境を提供できるのではないかとおもいます。そこで、就農するのではなく、農業に從事するのではなく、農業を行っている企業に就職できるよう、就農するのではなく就職するということでもはいかがでしようか。一般的な企業ならばそのような環境を提供できるのではないかとおもいます。

「食」と「農」の再生プランの終わりには、「企画・実行・評価を政策のマネジメントサイクルとして確立し、農林水産行政を国民本位の効率的で質の高いものにしていきます。」と書かれています。是非、これまでに実施してきた農林水産政策のプランを評価した上で、新たなプランをお示しいただきたいと思います。

まず、農林水産大臣に、評価を含めた新たなプラン及び農地法の見直しの方向性と、農業への新規参入者はどのような就業体系を考えておられるのかをお伺いをいたします。

さて、衆議院の農林水産委員会の場でも、民主党の議員から農業金融二法案の新たな制度について種々質問をいたしました。

が見直されることがないことを再三指摘してきました。

した。これに対する答弁の中で、今年度の予算是見直しを行っている旨の説明がありました。それは対象である三つの制度資金のうち一つにすぎません。

農業近代化資金と農業改良資金は、融資実績がそれなり二四%と一八%でしかないにもかかわらず、その実績に合わせた形で融資枠を根本的に見直すことを怠っています。なぜ借り手が減少しているのかと問われると、昨今の農業の情勢から投資意欲が低迷している、一般資金との金利差ができるよう、就農するのではなく就職するということでもはいかがでしようか。一般的な企業ではいかがでしようか。一般的な企業ならばそのような環境を提供できるのではないかとおもいます。

本法案によって制度資金を使いややすくするとされていますが、それが実施されたとしても、現在

設定されている融資枠の八割、九割まで資金需要が上がるもののなのでしょうか。分かりやすく使

いやすい制度資金に改めるという趣旨を否定することはいたしませんが、その融資枠すなわち予算を大胆に見直し、農林水産予算の透明性を上げることとは、国民から信頼を失った農林水産省に対する信頼を回復する第一歩にもつながるのではないかとおもいます。

まず、農林水産大臣に、一度予算を削減すると二度とそれを取り戻すことができないから削減できないという考え方があるのであれば、消費者、国民に軸を移した農林水産行政を進めるに口癖のように言つてきた武部大臣の決意は、単なるお題目にすぎなくなっているのではないでしょうか。

なぜ融資枠の見直し、予算の見直しが農業近代化資金と農業改良資金で行われていないのかについて、農林水産大臣の御答弁をお願いいたしました。

次に、農業法人に対する投資の円滑化に関する

特別措置法案について伺います。

先ほど、企業の農業参入について触れました。現在、農業に一般企業は参入できませんので、代わりに、農業に極めて近い事業を行っている食品製造企業の例を使いたいと思います。

現在、株式を上場している食品製造業者があります。メーカーとしての知名度も高まり、業績も安定しています。この成功は、企業としての企画力、生産工程の管理、営業力の充実が進んでいることにあるのではないでしようか。勤める側のメリットもあります。日々の生産物のでき、ふでで收入が上下することなく、休暇等の待遇もしっかりと決まっています。一人の人間が付きっきりで生産物を見回り、休みなく従事するのではなく、生産の過程をローテーションを組みながら育成を行う、そのような取組が農業の中にも入れられるのは画期的なことだと思われないでしようか。

今、農林水産省は酪農ヘルパー制度を推進しています。一年三百六十五日、早朝から夜遅くまで牛の世話をする生活ではなく、定期的に休暇を取ることができるようになることが目的です。このような生活ができる農業が広まるのは良いことだと思います。

広く一般から資金を募って企業の運営を行っている食品製造業は存在するのであります。農地を取得しないがために参入を許されたからこそ、この企業はこの分野で成功を収めたわけです。つまり、農業生産を採算の取れる産業であると考える企業が参入することを妨げることは、日本の農業の発展を閉ざすものであると考えられるのであります。

(号外) 報官

現在、株式を上場している食品製造業者があります。メーカーとしての知名度も高まり、業績も安定しています。この成功は、企業としての企画力、生産工程の管理、営業力の充実が進んでいることにあるのではないでしようか。勤める側のメ

リットもあります。日々の生産物のでき、ふでで收入が上下することなく、休暇等の待遇もしっかりと決まっています。一人の人間が付きっきりで生産物を見回り、休みなく従事するのではなく、生産の過程をローテーションを組みながら育成を行う、そのような取組が農業の中にも入れられるのは画期的なことだと思われないでしようか。

今、大臣が何を言われても信じることができます。大臣は、口癖のように、就任時から消費者に軸足を置くべきと認識を持っていた、役人任せではなく政治主導で改革を取り組んできたと言われています。では、なぜ、国民党から信頼と安心を得られないのでしょうか。それは、消費者である国民の声を聞き入れず、リーダーシップが取れずに混乱に陥れた責任を大臣が一切取っていないからにはかなりません。

農業法人投資育成会社を設立し、農業への投資を広めていきましょう、投資育成会社には十年ほどの期間を見ながら採算が取れるようにしてもらいましょうというのも一つの方法ではあります。が、農家が農地と労働力を企業場運営資金を提供する形で企業化を進める、ことを認めていくことを御提案し、このような農業形態についての御見解を伺います。

両法案に共通する問題についてお伺いいたしま

す。

法案説明資料を読むと、農業近代化資金助成法

改正案の想定する融資窓口、そして投資田代化特

別措置法案の想定する投資育成会社の出資者とも

に農協を意識したものとなっていると感じるので

す。農協の窓口に融資を申し込めば、農協の制度

資金を勧められるのは当然ではないでしょうか。

また、投資を受けるとなると、投資会社の出資者

である農協の意向が強く働くのではないかではないで

しょうか。両法案ともに農協の業務拡大を行

政がサポートしているのではないかと感じられる

のであります。この点につきまして、農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

最後になりますが、我々野党四会派が出した武

部農水大臣に対する質問案は、公明党の神崎

代表による人心一新の掛け声もむなしく、公明党

の欠席、自民・保守の反対によって否決されました。しかし、国民の声は、いまだに武部大臣の責

任、農林水産省による失政について厳しく指摘をしております。先日も、国産牛肉の冷凍保管助成をめぐり、本来は必要のない予算が五十億円にも上っていることが指摘されました。大臣の御見解

をお伺いいたします。

斬新な提案とともに、厳しい御批判を賜りました。そのことを糧にしてしっかり職責を果たしてまいりたい、かように存じます。

まず、農地法の見直しの方向、新規参入者に対

する就業体系についてのお尋ねであります。

農業法人投資育成会社を設立し、農業への投資を広めていきましょう、投資育成会社には十年ほどの期間を見ながら採算が取れるようにしてもらいましょうというのも一つの方法ではあります。が、農家が農地と労働力を企業場運営資金を提供する形で企業化を進める、ことを認めていくことを御提案し、このような農業形態についての御見解を伺います。

両法案に共通する問題についてお伺いいたしました。

法案説明資料を読むと、農業近代化資金助成法

改正案の想定する融資窓口、そして投資田代化特

別措置法案の想定する投資育成会社の出資者とも

に農協を意識したものとなっていると感じるので

す。農協の窓口に融資を申し込めば、農協の制度

資金を勧められるのは当然ではないでしょうか。

また、投資を受けるとなると、投資会社の出資者

である農協の意向が強く働くのではないかではないで

しょうか。両法案ともに農協の業務拡大を行

政がサポートしているのではないかと感じられる

のであります。この点につきまして、農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

そして、我々が昨年から準備を進め、予算の組

替えも要求し、二月二十二日、衆議院に野党四党

共同で提出済みの狂牛病対策緊急措置法案につい

ても、多くの国民の皆様から署名をいただき、早

期成立を求められていますので、やっと出てきた

のであります。この点につきまして、農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

最後になりますが、我々野党四会派が出した武

部農水大臣に対する質問案は、公明党の神崎

代表による人心一新の掛け声もむなしく、公明党

の欠席、自民・保守の反対によって否決されました。しかし、国民の声は、いまだに武部大臣の責

任、農林水産省による失政について厳しく指摘をしております。先日も、国産牛肉の冷凍保管助成をめぐり、本来は必要のない予算が五十億円にも上っていることが指摘されました。大臣の御見解

をお伺いいたします。

斬新な提案とともに、厳しい御批判を賜りました。

そのことを糧にしてしっかり職責を果たして

まいりたい、かように存じます。

まず、農地法の見直しの方向、新規参入者に対

する就業体系についてのお尋ねであります。

このため、農業近代化資金については、従来の

施設資金だけでなく、長期運転資金などを追加

し、基本的に農林公庫のスーパー・レ・資金と同様の

ものとするとともに、公庫資金は民業補完に徹

し、極力農業近代化資金で対応するよう運用に徹

めてまいりたいと、かようには存じます。

また、農業改良資金については、農業者が加工分野への進出、新作物の導入といった高リスク農業へのチャレンジを支援するための資金に改めるとともに、民間金融機関による転貸方式を導入し、この場合には機関保証の対象とするといった資金需要の増大に資するよう充実を図っております。

こうしたことから、農業近代化資金及び農業改良資金の融資枠については前年どおりとしておりますが、農業近代化資金の利子補給の補助金は四億円削減して四十四億円としているところであります。

次に、農家が農地と労働力を、企業が運転資金を提供する形での企業化を進めることについてのお尋ねであります。全く同感に存じます。

我が農業の活路を見いだしていくためには、これまでのように生産したものをお荷物すればよいという考え方では発展性がなく、自らマーケティングをし、加工、流通、販売や村づくりにも取り組んでいく姿勢が重要であります。その際、これらのこととノウハウを有している民間企業の資金、経営ノウハウの活用を図っていくことが重要と考えております。

議員御指摘のような、農家が農地と労働力を提供し、企業が資金を提供するといった法人形態については、私たちが構想しているこの考え方の一端でございます。地域農業の活性化や都市と農村の対流を促進する上でも極めて有力と考えますので、農業経営の法人化推進の一環として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業金融二法案は農協の業務拡大をサ

ポートするものではないかとのお尋ねであります

が、農協は農業者の協同組織であり、地域農業の振興や担い手の農業活動の支援を行なうのがその本業である。農協がその本来の役割を十分果たしていくためには、農協自身が原点に立ち返って意識改革を進め、農業者がメリットを実感できるように事業運営の進め方を改革していくことが極めて重要なと考えております。農業金融二法案は、こうした農協改革が着実に実行され、農業者がメリットを感じられるようにするために法制度の面で手当をしようとするものであります。

なお、制度資金の融資窓口としては、農協だけではなく、農林公庫を利用することも可能であり、また、投資育成会社については、日本農業法人協会等の意見を十分聞いた上で適切な運営が図られるように留意しております。

牛肉在庫緊急保管対策事業における冷凍格差助成についてのお尋ねでありますが、本事業については、極めて短期間のうちに約一万三千トンの牛肉在庫を確実に隔離保管するため、すべての保管牛について冷凍保管分を助成することとしていました。しかしながら、検品をする中で、相当以前に冷凍されたものなど不適切なものがあることが判明したことは誠に遺憾であります。

このため、すべての保管牛肉について冷凍格差を助成することは適切でないと判断いたしました。関係者との調整を踏まえて、冷凍格差の助成については、BSE発生確認後に冷凍されたと判断された牛肉を対象とすること、その凍結時期にといたところであります。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に

牛肉在庫の保管・処分事業については、今月二十五日から一年以内の完了を目指して新たな全量

BSEの原因の追及、解明についてのお尋ねであります。BSE問題の解決に向けての立法府の皆様には、危機管理意識の希薄さや縦割り行政の弊害等、行政上の構造的な問題があつたと痛感しております。BSE問題に関する調査検討委員会においても、危機意識の欠如と危機管理体制の欠落、生産者優先・消費者保護軽視の行政、政

策決定過程の不透明な行政機構、農林水産省と厚生労働省の連携不足等の指摘があったところあります。私は、このような大変厳しい御指摘を踏まえまして、農林水産省の体质及び農林水産行政を抜本的に改革しなければならないと痛感しております。

今後は、調査検討委員会の報告も踏まえ、食品安全の確立のため、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションといったリスク分析の考

え方にに基づいた危機管理対応の充実に努め、消費者サイドに軸足を大きく移して、食の安全と安心を確保するため、食と農の再生を目指した政策の大膽な見直しに挑戦してまいる決意であります。このため、すべての保管牛肉について冷凍格差を助成することは適切でないと判断いたしました。関係者との調整を踏まえて、冷凍格差の助成については、BSE発生確認後に冷凍されたと判断された牛肉を対象とすること、その凍結時期に

といたところであります。

私は、立法府内での議論や調整の動きも注視しながら、国民の皆様の理解と期待にこたえ得る法案が早期に成立することを望んでいます。

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 外国為替及び外

國貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員

長山下八洲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山下八洲夫君登壇、拍手〕

○山下八洲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、外国為替取引において、テロリストに対する資産凍結等の効果的な実施を図るため、金融機関等に対し、顧客等の本人確認を義務付ける等の規定の整備を行なうとするものであります。

委員会におきましては、マネーロンダリング対策に必要な捜査機関との協力、連携、テロ行為の定義と拡大解釈の懸念等について質疑が行われま

官 報 (号 外)

したが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上 御報告申し上げます。（拍手）

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしま
す。

○議長(倉田寅之君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

投票総数	二百一
賛成	一百九十六
反対	六

つて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 日程第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長武見敬二君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔武見敏三君登壇、拍手〕

○武見敏三君　ただいま議題となりました防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進め、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編、海上、航空各自衛隊の情報保全隊の新編、統合幕僚会議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設、情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更しようとするものであります。

委員会におきましては、本改正による自衛隊改編の概要、新編される情報保全隊と現行の調査隊との任務の違い、即応予備自衛官制度の整備・運用状況、本改正に伴う自衛官定数の削減と有事法制との関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君)　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。
す。――これにて投票を終了いたします。

体の会則等に関する規定の見直しを行い、あわせて、司法制度改革の一環として、研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士について、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与しようとするものであります。

ト、報酬額の適切な設定と利用者に明示する必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に記して御承認いただけます。

よって御参考願います
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕
○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(倉田亮之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

官報(号外)

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(阿部正俊君登壇、拍手)

○阿部正俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、障害者雇用率の算定に係る除外率制度及び特例子会社制度等の見直しとともに、職場適応援助者事業及び障害者就業・生活支援センターの創設等就職が困難な障害者の職業生活における自立を促進するための施策の充実強化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、法定雇用率未達成企業に対する指導強化の必要性、除外率制度の縮小・廃止の方針、特例子会社制度の見直しに伴う親会社の責任の在り方、障害者就業・生活支援センターの役割、新たな障害者基本計画及び障害者プランの策定への取組等について質疑を行ふとともに

に、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

(投票総数)

二二六
一〇六

賛成

反対
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

(午前十一時五十八分散会)

出席者は左のとおり。

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員

議長

太田 豊秋君
岩井 國臣君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員

議長

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

議員 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

仲道 俊哉君
魚住 汎英君
阿部 正俊君
市川 一朗君

森山 太田 豊秋君
岩井 國臣君
溝手 顯正君
尾辻 秀久君

条の二第二項並びに第二十二条の三第一項及び

第二項において準用する場合を含む。)の規定に

違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条第一項中「第六十九条の六から前条

まで」の下に「(第七十条の二を除く。)を加え、同

条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

の一項を加える。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、第七十条の二の違反行為をしたとき

は、その行為者を罰するほか、その法人に対し

て三億円以下の罰金刑を、その人に対して同条

の罰金刑を科する。

第七十三条中第一号を削り、第二号を第一号と

し、第三号を第二号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第六十九条の四の改正規定

は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する

法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十四年四月二十四日 参議院会議録第二十号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

平成十四年四月二十四日 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

一九

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十三日

外交防衛委員長 武見 敬三

万三千三百三十人」に、「四万五千八百十一人」

を「四万五千八百三十六人」に、「四万七千一百

六十六人」を「四万七千一百八十人」に、「二十五

万八千五百八十一人」を「二十五万八千二百九

人」に改める。

第七十五条の二第一項中「五千七百二十三人」

を「五千七百二十六人」に改める。

十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十六万三千七百八十四人」を「十六

万三千三百三十人」に、「四万五千八百十一人」

を「四万五千八百三十六人」に、「四万七千一百

六十六人」を「四万七千一百八十人」に、「二十五

万八千五百八十一人」を「二十五万八千二百九

人」に改める。

第七十五条の二第一項中「五千七百二十三人」

を「五千七百二十六人」に改める。

度、懲戒手続、資格者団体の会則等に関する規定の見直しを行い、司法書士について簡易裁判所の事件に関し法務大臣の認定を受けて訴訟代理等を行うことができるようにするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

本法施行のため、別に費用を要しない。

する」に、「司法書士でない」を「司法書士又は司
法書士法人でない」に改め、同条を第六十九条
とする。

第十七条の六の見出しを「(設立及び組織)」に
改め、同条第一項中「司法書士は」を「司法書士
及び司法書士法人は」に改め、同条第二項中「司
法書士」を「司法書士又は司法書士法人」に改
め、同条第三項中「社員を」を「当該協会の社員(當
該協会の社員たる司法書士法人の社員を含
む。)」に改め、同条第四項中「司法書士」を「司法
書士又は司法書士法人」に改め、同条を第六十
八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第九章

公共嘱託登記司法書士協会

第十七条の五第一項中「第六条の三第一項第
二号」を「第十条第一項第一号」に、「第六条の九
第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第
六十七条规定とする。

第十七条の四中「第十四条第三項及び第四
項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに
第十五条の四」を「第五十二条第三項及び第四
項、第五十五条並びに第五十六条」に改め、同
条を第六十六条规定とする。

第十七条の三中「司法書士の」を「司法書士又
は司法書士法人の」に改め、同条を第六十五条规定
とする。

第十七条の二の見出しを「(会則)」に改め、同
条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号
中「第十五条第一号から第三号まで、第八号及
び第九号」を「第五十三条第一号、第七号、第十
号及び第十一号」に改め、同条中第三号を第五
号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の
一号を加える。

四 日本司法書士会連合会に関する情報の公
開に関する規定

第十七条の二第一号の次に次の一号を加え
る。

二 第五十三条第一号及び第三号に掲げる事
項

第十七条の二を第六十三条とし、同条の次に
次の一条を加える。

(会則の認可)

第六十四条 日本司法書士会連合会の会則を定
め、又はこれを変更するには、法務大臣の認
可を受けなければならない。ただし、前条第
一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変
更については、この限りでない。

第十七条の見出しを「(設立及び目的)」に改
め、同条第一項中「司法書士の品位」を「司法書
士会の会員の品位」に改め、同条を第六十二条
とし、同条の前に次の章名を付する。

第八章

日本司法書士会連合会

第十六条の二中「司法書士が」を「会員が」に、
事務所を設け、又は移転したときは、事務所
の新所在地においてその旨の登記をした時
に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又
は地方法務局の管轄区域内に設立された司法
書士会の会員となる。

第十六条の見出しを「(法務局等の長に対する
報告義務)」に改め、同条中「司法書士が」を「会
員が」に改め、同条を第六十条とする。

第十五条の六を削る。

第十五条の五の見出しを「(司法書士の入会及
び退会)」に改め、同条第一項中「第六条の二第二
項」を「第九条第一項」に、「第六条の六第一
項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の一
項を加える。

3 第十三条规定の変更の登録の申請をした

司法書士は、当該申請に基づく変更の登録の
時に、従前所属していた司法書士会を退会す
る。

第十五条の五を第五十七条とし、同条の次に
次の二条を加える。

二 第五十三条第一号及び第三号に掲げる事
項

第十五条の五を第五十七条とし、同条の次に
次の二条を加える。

(司法書士法人の入会及び退会)

第五十八条 司法書士法人は、その成立の時
に、主たる事務所の所在地の司法書士会の会
員となる。

2 司法書士法人は、その清算の結了の時又は
破産宣告を受けた時に、所属するすべての司
法書士会を退会する。

3 司法書士法人の清算人は、清算が結了した
ときは、清算結果の登記後速やかに、登記簿
の謄本を添えて、その旨を、主たる事務所の
所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合
会に届け出なければならない。

4 司法書士法人は、その事務所の所在地を管
轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に
事務所を設け、又は移転したときは、事務所
の新所在地においてその旨の登記をした時
に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又
は地方法務局の管轄区域内に設立された司法
書士会の会員となる。

第十五条の四を第五十六条とし、第十五条の
三を第五十五条とする。

第十五条の二第一項中「、第八号及び第九号」
を「及び第七号から第十一号まで」に改め、同条
を第五十四条とする。

第十五条の見出しを「(会則)」に改め、同条中
「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号及び
第五号中「司法書士を」を「会員」に改め、同条第六
号を削り、同条中第十号を第十二号とし、第九
号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条
第七号中「脱会」を「退会」に改め、同号を同条第
六号とし、同号の次に次の三号を加え、同条を
第五十三条とする。

七 司法書士の研修に関する規定

八 会員の業務に関する紛議の調停に関する規
定

九 司法書士会及び会員に関する情報の公開
に関する規定

なった日から一週間以内に、登記簿の謄本及
び定款の写しを添えて、その旨を、当該司法
書士会及び日本司法書士会連合会に届け出な
ければならない。

7 司法書士法人は、第五項の規定により司法
書士会を退会したときは、退会の日から一週
間以内に、その旨を、当該司法書士会及び日
本司法書士会連合会に届け出なければならない。
(紛議の調停)

第五十九条 司法書士会は、所属の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十一条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十二条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十三条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十四条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十五条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十六条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十七条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十八条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第六十九条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十一条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十二条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十三条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十四条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十五条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十六条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十七条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十八条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第七十九条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十一条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十二条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十三条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十四条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十五条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十六条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十七条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十八条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第八十九条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第九十条 司法書士会は、所屬の会員の業務
に関する紛議につき、当該会員又は当事者そ
の他関係人の請求により調停をすることがで
きる。

第十四条の見出しを「(設立及び目的等)」に改め、同条第二項中「司法書士の」を「会員の」に改め、同条第四項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、同条を第五十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第七章 司法書士会

第十三条の見出しを「(懲戒の手続)」に改め、同条第三項中「司法書士」を「司法書士又は当該司法書士法人」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「前条第二号又は第三号」を「前項に規定する処分又は第四十七条第三号若しくは前条第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条第二号」を第

四十七条第二号又は前条第一項第一号若しくは第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

第十三条を第四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録取消しの制限等)
第五十条 法務局又は地方法務局の長は、司法書士に対して第四十七条第二号又は第三号に

掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本司法書士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2

日本司法書士会連合会は、司法書士について前項の通告を受けた場合には、法務局又は地方法務局の長から第四十七条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が終了した旨の通知を受けるまでは、当該司法書士について第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

(懲戒処分の公告)

第五十一条 法務局又は地方法務局の長は、第

四十七条又は第四十八条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十二条の見出しを「(司法書士に対する懲戒)」に改め、同条中「地方法務局の長は」の下に「、当該司法書士に対し」を加え、同条を第四十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(司法書士に対する懲戒)

第二十五条 司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第五章 司法書士法人

(設立)

第二十六条 司法書士は、この章の定めるところにより、司法書士法人を設立することができる。

(名称)

第二十七条 司法書士法人は、その名称中に司法書士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第二十八条 司法書士法人の社員は、司法書士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

第三十条 司法書士法人は、第三条第一項第六号に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である第三条第二項に規定する司法書士(以下この条において「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けるものと

づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長(前項に規定するものを除く。)は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一 戒告
二 第四十八条第一項の規定により司法書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

一 第四十七条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十八条第一項の規定により司法書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその

処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

三 司法書士会の会員でない者

(業務の範囲)

第二十九条 司法書士法人は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行はうほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 法令等に基づきすべての司法書士が行ななければならない。

(業務の全部又は一部)

二 簡裁訴訟代理関係業務

二 簡裁訴訟代理関係業務は、社員のうちに第三条第二項に規定する司法書士がある司法書士法人(司法書士会の会員であるものに限り)に限り、行なうことができる。

(簡易裁判所における訴訟等の代理事務の取扱い)

官報(号外)

2 司法書士法人は、前項に規定する事務についても、社員等がその業務の執行に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。
(登記)
第三十一条 司法書士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(設立の手続)
第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となるうとする司法書士が、共同して定款を定めなければならない。
2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条の規定は、司法書士法人の定款について準用する。
3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 主たる事務所及び從たる事務所の所在地
四 社員の氏名、住所及び第三条第二項に規定する司法書士であるか否かの別
五 社員の出資に関する事項
(成立の時期)
第二十三条 司法書士法人は、その主たる事務

所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
(成立の届出)
第三十四条 司法書士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会(以下「主たる事務所の所在地の司法書士会」という。)及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。
(定款変更の届出)
第三十五条 司法書士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。
(業務の執行)
第三十六条 司法書士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。
2 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理関係業務について、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する司法書士である社員(以下「特定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
3 第二項の規定は、社員が司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。
4 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務について、前項の規定にかかわらず、特定社員が常駐していない事務所においては、簡裁訴訟代理関係業務を取り扱うことができない。
(特定の事件についての業務の制限)
第四十一条 司法書士法人は、次に掲げる事件について、裁判書類作成関係業務を行つてはならない。
一 相手方の依頼を受けて第三条第一項第四号に規定する業務を行つた事件
二 使用人が相手方から簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件
三 第二十二条第一項、第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が裁判書類作成関係業務を行つてはならないこととされる事件
四 法人を代表すべきものを定めることを妨げない。
五 前項本文に規定する債務についての司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定

2 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理関係業務について、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが各自司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。
(社員の常駐)
第三十九条 司法書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員である社員を常駐させなければならない。
(社員の責任)
第四十条 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、簡裁訴訟代理関係業務を取り扱うことができない。
(簡裁訴訟代理関係業務の取扱い)
第四十一条 簡裁訴訟代理関係業務を行つてはならない事務所においては、簡裁訴訟代理関係業務を取り扱うことができない。
(特定の事件についての業務の制限)
第四十二条 簡裁訴訟代理関係業務を行つてはならない。
一 相手方の依頼を受けて第三条第一項第四号に規定する業務を行つた事件
二 使用人が相手方から簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件
三 第二十二条第一項、第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が裁判書類作成関係業務を行つてはならないこととされる事件
四 法人を代表すべきものを定めることを妨げない。
五 前項本文に規定する債務についての司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定

にかかるわらず、特定社員が当該司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることとを証明した場合を除き、前項と同様とする。
6 商法第九十三条の規定は、司法書士法人の社員の脱落について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。
(社員の常駐)
第三十九条 司法書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員である社員を常駐させなければならない。
(社員の責任)
第四十条 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、簡裁訴訟代理関係業務を取り扱うことができない。
(簡裁訴訟代理関係業務の取扱い)
第四十一条 簡裁訴訟代理関係業務を行つてはならない事務所においては、簡裁訴訟代理関係業務を取り扱うことができない。
(特定の事件についての業務の制限)
第四十二条 簡裁訴訟代理関係業務を行つてはならない。
一 相手方の依頼を受けて第三条第一項第四号に規定する業務を行つた事件
二 使用人が相手方から簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件
三 第二十二条第一項、第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が裁判書類作成関係業務を行つてはならないこととされる事件
四 法人を代表すべきものを定めることを妨げない。
五 前項本文に規定する債務についての司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定

法第四十四条第一項第五号若ハ第六号又ハ第
二項」と読み替えるものとする。

9 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百一

十七条の規定の適用については、司法書士法

人は、合名会社とみなす。

第六章 懲戒

第九条及び第十条を削る。

第八条の見出し中「嘱託」を「依頼」に改め、同
条中「嘱託」を「依頼(簡裁訴訟代理関係業務に
するものを除く。)」に改め、同条を第二十一条
(業務を行ひ得ない事件)

第二十二条 司法書士は、公務員として職務上
取り扱つた事件については、その業務を行つ
てはならない。

2 司法書士は、次に掲げる事件については、
第三条第一項第四号及び第五号(第四号に
する部分に限る。)に規定する業務(以下「裁判
書類作成関係業務」という。)を行つてはなら
ない。

一 相手方の依頼を受けて第三条第一項第四
号に規定する業務を行つた事件

二 司法書士法人(第三条第一項第一号から
第五号までに規定する業務を行うこと)を目的
として、第五章の定めるところにより、
司法書士が共同して設立した法人をいう。
以下同じ。)の社員又は使用人である司法書
士としてその業務に従事していた期間内
に、当該司法書士法人が、簡裁訴訟代理
関係業務に関するものとして、相手方の協
議を受けて贊助し、又はその依頼を承諾し
た事件であつて、自らこれに関与したもの
つて、自らこれに関与したもの

三 司法書士法人の使用人である場合に、当

該司法書士法人が相手方から簡裁訴訟代理
関係業務に関するものとして受任している
事件

3 第三条第二項に規定する司法書士は、次に
掲げる事件については、裁判書類作成関係業
務を行つてはならない。ただし、第三号及び
第六号に掲げる事件については、受任してい
る事件の依頼者が同意した場合は、この限り
でない。

一 簡裁訴訟代理関係業務に関するものとし
て、相手方の協議を受けて贊助し、又はそ
の依頼を承諾した事件

二 簡裁訴訟代理関係業務に関するものとし
て相手方の協議を受けた事件で、その協議
の程度及び方法が信頼関係に基づくと認め
られるもの

三 簡裁訴訟代理関係業務に関するものとし
て受任している事件の相手方からの依頼に
よる他の事件

四 司法書士法人の社員又は使用人である司
法書士としてその業務に従事していた期間
内に、当該司法書士法人が、簡裁訴訟代理
関係業務に関するものとして、相手方の協
議を受けて贊助し、又はその依頼を承諾し
た事件であつて、自らこれに関与したもの

五 司法書士法人の社員又は使用人である司
法書士としてその業務に従事していた期間
内に、当該司法書士法人が簡裁訴訟代理
関係業務に関するものとして相手方の協議を
受けた事件で、その協議の程度及び方法が
信頼関係に基づくと認められるものであつ
て、自らこれに関与したもの

六 司法書士法人の使用人である場合に、當
該司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に
関するものとして受任している事件(当該
司法書士が自ら関与しているものに限る。)

4 第三条第二項に規定する司法書士は、第一
項各号及び前項各号に掲げる事件について
は、簡裁訴訟代理関係業務を行つてはなら
ない。この場合においては、前項ただし書の規
定を準用する。

第五条の四中「第六条の二第一項」を「第九条
第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の三第一項中「各号の一」を「各号のい
ずれか」に、「第十七条の五」を「第六十七条」に
改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を
「第五十七条第一項」に改め、同条を第十条とす
る。

第六条の四中「第六条の二第一項」を「第九条
第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の三第一項中「各号の一」を「各号のい
ずれか」に、「第十七条の五」を「第六十七条」に
改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を
「第五十七条第一項」に改め、同条を第十条とす
る。

第六条の二を第九条とする。

第六条の見出しを「(司法書士名簿の登録)」に
改め、同条を第八条とし、同条の前に次の章名
を付する。

第六条の二を第九条とする。

第六条の見出しを「(司法書士試験委員)」を付し、同条を第七条とする。

「第五十七条第一項」に改め、同条を第十三条と
する。

第六条の五第一項中「第六条の三第一項」を
「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第六条
第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を
第十一条とする。

第六条の三第一項中「各号の一」を「各号のい
ずれか」に、「第十七条の五」を「第六十七条」に
改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を
「第五十七条第一項」に改め、同条を第十条とす
る。

第二章 司法書士試験

第四条第五号中「第十二条」を「第四十七条」と改め、同条を第五条とする。

第三条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「司法書士の」を「前条第一項第一号から第五号までに規定する」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「司法書士は」の下に「、この法律の定めるところにより」を加え、「嘱託」を「依頼」に改め、同項第二号中「裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局」を「法務局又は地方法務局」に改め、同項に次の四号を加える。

四 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。

イ 民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の規定による手続(口に規定する手続及び訴えの提起における証拠保全手続を除く)であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十一年法律第五十九号)第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

口 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十二条第一項第一号に定める額を超えないもの

号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第三章第七節の規定による訴えの提起における証拠保全手続又は民事保全法(平成元年法律第九十号)の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

二 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

三 研修の内容が、簡易裁判代理関係業務を行ふに必要な能力の習得に十分なものとして認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

一 研修の内容が、簡易裁判代理関係業務を行ふに必要な能力の習得に十分なものとして認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

二 土地家屋調査士法の一部改正

第一条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「第十二条」を「第四十七条」と改める。

第五条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の試験は、筆記及び口述の方法により行う。

3 筆記試験は、不動産の表示に関する登記について必要な次に掲げる事項に関する知識及び技能について行う。

一 土地及び家屋の調査及び測量

二 申請手続及び審査請求の手続

第五条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、前項第一号に掲げる事項に関する知識について行う。

5 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。

一 簡易訴訟代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡易訴訟代理関係業務を行ふに必要な能力を有すると認定した者であること。

臣が簡易訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

四 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第一条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「第十二条」を「第四十七条」と改める。

第五条第二項及び第三項を次のように改めるとする。

2 前項の試験は、筆記及び口述の方法により行う。

3 筆記試験は、不動産の表示に関する登記について必要な次に掲げる事項に関する知識及び技能について行う。

一 土地及び家屋の調査及び測量

二 申請手続及び審査請求の手続

第五条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、前項第一号に掲げる事項に関する知識について行う。

5 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。

一 測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者 第三項第一号に掲げる事項についての

二 筆記試験に合格した者 次回の第一項

試験の筆記試験及びその後に行われる第一項の試験における前号に定める筆記試験

三 筆記試験の受験者であつて、第三項第一号に掲げる事項に関して筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者(前号に掲げる者を除く)その後に行われる第一項

の試験における第一号に定める筆記試験

第三条 土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

第一章 総則

第二章 土地家屋調査士試験(第六条・第七

第一条 総則(第一条・第五条)

第二章 土地家屋調査士試験(第六条・第七

第三章 登録(第八条・第十九条)

第四章 土地家屋調査士の義務(第二十一条

第五章 土地家屋調査士法人(第二十六条・

第二十五条)

第六章 懲戒(第四十二条・第四十六条)

第七章 土地家屋調査士会(第四十七条・第

五十六条)

第八章 日本土地家屋調査士会連合会(第五

十七条・第六十二条)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(第六十三条・第六十六条)

第十章 雜則(第六十七条・第六十八条)

第十一章 罰則(第六十九条・第七十七条)

附則

第一章 総則

八条第四項に改め、同条に次の一号を加え、同条を第七十四条とする。

三 第六十八條第五項の規定に違反した者

十一条第一項に「第十七条の四」を「第六十一
条に改め、同条を第七十六条とし、同条の次

十一条第一項に「三十万円」を「百万円」に改
め、同条第二項中「第十九条第一項」を「第六

六十八条第一項に「三十万円」を「百万円」に改
め、同条を第七十三条とする。

第二十三条中「第十七条の七第二項」を「第六
十四条第二項に「第二条に規定する土地又は

十八条第二項に「三十万円」を「百万円」に改
め、同条を第七十三条とする。

二 第四十一条第二項において準用する民法
登記をすることを怠つたとき。

三 第八十一条第一項の規定に違反して破産の
宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第四十一条第三項において準用す
る商法第三十二条第一項の会計帳簿若し
くは貸借対照表に記載すべき事項を記載せ
ず、又は不実の記載をしたとき。

四 第四十一条第七項において準用する商法
第一百条第一項又は第三項(第四十一条第八
項において準用する同法第一百七十条第三項
において準用する場合を含む)の規定に違
反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第四十一条第八項において準用する商法
第一百三十一条の規定に違反して財産を分配
したとき。

六 第二十一条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

七 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

八 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

九 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十一 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十二 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十三 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十四 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十五 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十六 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十七 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

十八 第二十二条第一項中「第十二条」を「第二十二
条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第
二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第
十二条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百
万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加え、同条を第七十条とす
る。

又は調査士法人でない」に、「第二条に規定する
土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必
要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手
続を行うこと」に改め、同条第二項中「第一条
に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、
これらを必要とする申請手続又はこれに係る審
査請求の手続をする」とを「第六十四条第一項
に規定する事務を行ふこと」に改め、同条第四
項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一
項を加え、同条を第六十八条とする。

4 調査士法人でない者は、土地家屋調査士法
人又は、これに紛らわしい名称を用いてはなら
ない。

第十八条を第六十七条とし、同条の前に次の
章名を付する。

第十九条 第二章 総則

第二十条 第一章 総則

第二十一条 第二章 総則

第二十二条 第二章 総則

第二十三条 第二章 総則

第二十四条 第二章 総則

第二十五条 第二章 総則

第二十六条 第二章 総則

第二十七条 第二章 総則

第二十八条 第二章 総則

第二十九条 第二章 総則

第三十条 第二章 総則

第三十一条 第二章 総則

第三十二条 第二章 総則

第三十三条 第二章 総則

第三十四条 第二章 総則

第三十五条 第二章 総則

第三十六条 第二章 総則

第三十七条 第二章 総則

第三十八条 第二章 総則

第三十九条 第二章 総則

第四十条 第二章 総則

第四十一条 第二章 総則

第四十二条 第二章 総則

第四十三条 第二章 総則

第四十四条 第二章 総則

第四十五条 第二章 総則

第四十六条 第二章 総則

第四十七条 第二章 総則

第四十八条 第二章 総則

第四十九条 第二章 総則

第五十条 第二章 総則

第五十一条 第二章 総則

第五十二条 第二章 総則

第五十三条 第二章 総則

第五十四条 第二章 総則

第五十五条 第二章 総則

第五十六条 第二章 総則

第五十七条 第二章 総則

第五十八条 第二章 総則

第五十九条 第二章 総則

第六十条 第二章 総則

第六十一条 第二章 総則

第六十二条 第二章 総則

第六十三条 第二章 総則

第六十四条 第二章 総則

第六十五条 第二章 総則

第六十六条 第二章 総則

第六十七条 第二章 総則

第六十八条 第二章 総則

第六十九条 第二章 総則

第七十条 第二章 総則

第七十一条 第二章 総則

第七十二条 第二章 総則

第七十三条 第二章 総則

第七十四条 第二章 総則

第七十五条 第二章 総則

第七十六条 第二章 総則

第七十七条 第二章 総則

第七十八条 第二章 総則

第七十九条 第二章 総則

第八十条 第二章 総則

第八十一条 第二章 総則

第八十二条 第二章 総則

第八十三条 第二章 総則

第八十四条 第二章 総則

第八十五条 第二章 総則

第八十六条 第二章 総則

第八十七条 第二章 総則

第八十八条 第二章 総則

第八十九条 第二章 総則

第九十条 第二章 総則

第九十一条 第二章 総則

第九十二条 第二章 総則

第九十三条 第二章 総則

第九十四条 第二章 総則

第九十五条 第二章 総則

第九十六条 第二章 総則

第九十七条 第二章 総則

第九十八条 第二章 総則

第九十九条 第二章 総則

第一百条 第二章 総則

第一百零一条 第二章 総則

第一百零二条 第二章 総則

第一百零三条 第二章 総則

第一百零四条 第二章 総則

第一百零五条 第二章 総則

第一百零六条 第二章 総則

第一百零七条 第二章 総則

第一百零八条 第二章 総則

第一百零九条 第二章 総則

第一百一十条 第二章 総則

第一百一十一条 第二章 総則

第一百一十二条 第二章 総則

第一百一十三条 第二章 総則

第一百一十四条 第二章 総則

第一百一十五条 第二章 総則

第一百一十六条 第二章 総則

第一百一十七条 第二章 総則

第一百一十八条 第二章 総則

第一百一十九条 第二章 総則

第一百二十条 第二章 総則

第一百二十一条 第二章 総則

第一百二十二条 第二章 総則

第一百二十三条 第二章 総則

第一百二十四条 第二章 総則

第一百二十五条 第二章 総則

第一百二十六条 第二章 総則

第一百二十七条 第二章 総則

第一百二十八条 第二章 総則

第一百二十九条 第二章 総則

第一百三十条 第二章 総則

第一百三十一条 第二章 総則

第一百三十二条 第二章 総則

第一百三十三条 第二章 総則

第一百三十四条 第二章 総則

第一百三十五条 第二章 総則

第一百三十六条 第二章 総則

第一百三十七条 第二章 総則

第一百三十八条 第二章 総則

第一百三十九条 第二章 総則

第一百四十条 第二章 総則

第一百四十一条 第二章 総則

第一百四十二条 第二章 総則

第一百四十三条 第二章 総則

第一百四十四条 第二章 総則

第一百四十五条 第二章 総則

第一百四十六条 第二章 総則

第一百四十七条 第二章 総則

第一百四十八条 第二章 総則

第一百四十九条 第二章 総則

第一百五十条 第二章 総則

第一百五十一条 第二章 総則

第一百五十ニ条 第二章 総則

第一百五十ニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第二章 総則

<p

(業務)

第六十四条 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一号並びに同条第二号及び第三号(同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

第十七条の二 第一条の次に次の二号を加える。
二 第四十八条第一号及び第三号に掲げる事項
 第十七条の二を第五十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(会則の認可)

第十五条の五 第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

二 第四十八条第一号及び第三号に掲げる事項

第十七条の二を第五十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十五条の五 第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(調査士法人の入会及び退会)

第五十三条 調査士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の調査士会の会員となる。

第七十五条 調査士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他の関係人の請求により調停をすることができる。

第五十四条 調査士会は、第五項の規定により調査士会を退会したときは、退会の日から一週間以内に、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

(紛議の調停)

第五十五条 調査士法人は、その清算の結了の時又は破産宣告を受けた時に、所属するすべての調査士会を退会する。

第五十六条 調査士法人は、清算が結了したときは、清算了の登記後速やかに、登記簿の謄本を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第五十七条 調査士法人の清算人は、清算が結了したときは、清算了の登記後速やかに、登記簿の謄本を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出しなければならない。

第五十八条 調査士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員となる。

第五十九条 調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。

第六十条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十一条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十二条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十三条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十四条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十五条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十六条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十七条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十八条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第六十九条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第七十条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第七十一条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第七十二条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第七十三条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

第七十四条 調査士法人は、第四項の規定により新たに会員となつたときは、会員となつた日から一週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

四 調査士会連合会に関する情報の公開に関する規定

号)」を削り、同条を第四十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第七章 土地家屋調査士会

第十三条の見出しを「(調査士に対する懲戒)」に改め、同条第一項中「地方法務局の長は」の下に「、当該調査士に対し」を加え、同条第二項から第四項までを削り、同条を第四十二条とし、同条の次に次の四条を加える。

(調査士法人に対する懲戒)

第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長(前項に規定するものを除く)は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一 戒告

二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての一年以内の業務の全部又は一部の停止

(懲戒の手続)

第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該調査士

又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適切な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第一号又は前条第一項第二号若しくは第二項第一号の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、当該調査士又は当該調査士法人から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

(登録取消しの制限等)

第四十五条 法務局又は地方法務局の長は、調査士に対し第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。

い。

2 調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地

方法務局の長から第四十二条第一号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

2 前項の規定により処分をしようとするときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

(懲戒処分の公告)

第四十六条 法務局又は地方法務局の長は、第二十二条を第二十三条とし、同条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

二、一章及び章名を加える。

(会則の遵守義務)

第二十四条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならぬ。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

1 第四十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しないもの

2 第四十三条第一項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

3 調査士会の会員でない者

2 第四十三条第一項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

3 調査士会の会員でない者

二、一章及び章名を加える。

(研修)

第二十五条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

三、一章及び章名を加える。

(業務の範囲)

二、一章及び章名を加える。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

第五章 土地家屋調査士法人

(設立)

二、一章及び章名を加える。

(登記)

第二十六条 調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人(調査士の業務を行うことを目的として、調査士が共同して設立した法人をいう。以下「調査士法人」とい

う。)を設立することができる。

第二十七条 調査士法人は、その名称中に土地家屋調査士法人という文字を使用しなければならない。

第二十八条 調査士法人の社員は、調査士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

1 第四十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しないもの

2 第四十三条第一項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

3 調査士会の会員でない者

て第三者に对抗することができない。

(設立の手続)

第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法(明治三十一年法律第四十八号)第六十六条の規定は、調査士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

(成立の時期)

第三十二条 調査士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第三十三条 調査士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会とつて届け出なければならない。

(定款変更の届出)

第三十四条 調査士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の調査士会

及び調査士会連合会に届け出なければならない。

い。

(業務の執行)

第三十五条 調査士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(社員の常駐)

第三十六条 調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならぬ。

い。

(社員の競業の禁止)

第三十七条 調査士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその調査士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の調査士法人の社員となつてはならない。

(法定脱退)

第三十八条 調査士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 調査士の登録の取消し

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 第二十八条第二項各号のいずれかに該当することとなつたこと。

五 除名

(解散)

第三十九条 調査士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の調査士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第四十三条第一項第三号の規定による解散の処分

2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4 調査士法人の清算人は、調査士でなければならぬ。

(合併)

第四十条 調査士法人は、総社員の同意があるときは、他の調査士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する調査士法人又は合併によつて設立した調査士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3 調査士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によつて設立した調査士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、調査士法人の内部の関係について準用する。

5 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、調査士法人の外部の関係について準用する。

6 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る)並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十七条」と読み替えるものとする。

7 商法第百条、第百三条から第百六条まで及

ついて準用する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十六条ノ五まで、第三百三十五条ノ八、第三百三十六条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、調査士法人について準用する。

3 商法第三十二条から第三十六条までの規定は調査士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条、第五十九条及び第一百十二条の規定は調査士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

4 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、調査士法人の内部の関係について準用する。

5 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、調査士法人の外部の関係について準用する。

6 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る)並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十七条」と読み替えるものとする。

第四十五条第一項の規定は、附則第一条第一号に定める日前に行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした場合については、適用しない。

(土地家屋調査士の懲戒処分の公告に関する経過措置)

第八条 第三条による改正後の土地家屋調査士法第四十六条の規定は、附則第一条第一号に定め

る日前に第三条による改正前の土地家屋調査士法第十三条第一項の規定による処分をした場合

については、適用しない。

(土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会の会則の変更に関する経過措置)

第九条 土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会は、附則第一条第一号に定める日ま

でに、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、かつ、当該変更に伴い必要となる法務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、附則第一条第一号に定める日から生ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十一條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号〔中「第六条(登録)」を「第八条(司法書士名簿の登録)」に改め、同号〔中「第六条(登録)」を「第八条(土地家屋調査士名簿の登録)」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十二条 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第十三条第一項第三号」を「第四十二条第三号」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十三条 中央省庁等改革関係法施行法の一部を次のように改正する。

第千三百十七条及び第千三百十八条中「第三条」を「第四条」に改める。

(民事法律扶助法の一部改正)

第十四条 民事法律扶助法(平成十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「依頼又は嘱託」を「依頼」に、「依頼し又は嘱託し」を「依頼し」に改める。

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十三日

厚生労働委員長 阿部 正俊

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために、障害者雇用率の算定に係る除外率制度及び特例子会社制度等の見直しを行ふとともに、職場適応援助事業及び障害者就業・生活支援センターを創設する等就職が困難な障害者就業・

生活支援センターを創設する等就職が困難な障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図ろうとするものである、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成十四年度一般会計予算(厚生労働省所管)に約一億三千六百万円、労働保険特別会計予算の雇用勘定に約二十二億三千四百万円がそれぞれ計上され、その運用を指導すること。また、特例子会社制度の運用に当たっては、親会社への障害者雇用責任者の配置を原則とし、親会社の責任を明確にすること。

附帯決議

政府は、適正な就労が障害者の権利であること

にかんがみ、本法の施行に当たり、障害者の雇用の促進を図るため、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者雇用の促進には、労働のみならず、生

活環境、福祉、保健医療、教育、文化等広範な

分野にわたって施策を総合的に進める必要があ

り、従来にも増して、各省庁の連携を密にして、

政府全体として取組を進めること。また、新障

害者基本計画及び新障害者プランの策定に當

たっては、障害者雇用を重要な柱として位置付

け、可能な限り数値目標を掲げるなどし、計画的

的な整備を図るよう努めること。

二、精神障害者に対する障害者雇用率制度の適用

については、雇用支援策の展開を図り、関係者の理解を得るとともに、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することなどにより、早期に実施されるよう努めること。

三、雇用率制度の厳正な運用を図るため、企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化

することとともに、必要な体制整備に努めること。四、国、地方公共団体等の公的機関において、率先して障害者の雇用を進めるよう努めるとともに、個々の機関の実雇用率など、障害者雇用の現況を自ら公表すること。

五、企業グループによる雇用率の算定に当たっては、十分な現況の把握を行うとともに、障害者を特定の職場に追いやることのないよう、適正な運用を指導すること。また、特例子会社制度の運用に当たっては、親会社への障害者雇用責任者の配置を原則とし、親会社の責任を明確にすること。

六、除外率制度については、廃止に向けた取組が着実に進むよう、本法に基づいて策定される障害者雇用対策基本方針等の中で除外率縮小の日程などを明確にすること。

七、障害者就業・生活支援センター並びに職場適応援助事業については、事業への当事者の参画に努めるとともに、全国の地域において確実に事業が展開されるよう努めること。また、職場適応援助者について、質を確保しつつ十分な数の人材が確保できるよう、必要な経験を有する通所授産施設等の職員の活用などにより、早急な養成に努めること。

八、障害者の職場定着を確實にするよう、職場における施設・設備の整備、介助者制度の充実を図ること。

九、障害者のトライアル雇用を実施する障害者雇用機会創出事業については、その実績にかんがみ、十分な運用が可能となるよう配慮すること。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三により送付する。

平成十四年四月十一日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 第五節

日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第九条の十八・第九条の十九)を「第六節 日本障害者就業・生活支援センターによる障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第九条の二十一)」に改める。

目次中 第五節

日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第九条の十八・第九条の十九)を「第六節 日本障害者就業・生活支援センターによる障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第九条の二十一)」に改める。

目次中 第五節

日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第九条の二十一)に加える。

六 精神障害者 障害者のうち、精神障害があ

る者であつて厚生労働省令で定めるものをい

う。

第五条第一項中「その他政令で定める障害者」を「又は精神障害者」に改める。

第九条の二「第三号中「障害者職業カウンセラー」

の下に「及び知的障害者、精神障害者その他厚生労働省令で定めることを容易にするためのいう」が職場に適応することを容易にするための援助を行う者(第九条の四第四号において「職場適応援助者」という。)を加え、同条第四号中「及び第九条の十二第二項の障害者雇用支援センター」を「、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センター、第九条の十九の障害者就業・生活支援センター、第九条の十九の障害者就業・生活支援センター」に改め、同条第五号中「口をハ」とし、イの次に次のように加える。

ロ 事業主に雇用されている知的障害者等に

対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。

第九条の四第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 職場適応援助者の養成及び研修を行うこと。

第九条の四第一号の次に次の一号を加える。

二 事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。

第九条の八第二項中「業務」の下に「、第九条の上の障害(以下「身体障害」という。)がある者」を「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるもの」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

第六節 日本障害者就業・生活支援センターによる障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第九条の二十一)に加える。

第十九条の十一第一項中「又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次

する業務」を加える。

第十九条の八第二項中「業務」の下に「、第九条の

十九の障害者就業・生活支援センターの行う業務」を加える。

会福祉法人」を削る。

第九条の十三第一号を次のように改める。

一 支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

二 支援対象障害者が受けた者(以下「障害者就業・生活支援センター」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

（業務）

第九条の十九 前条の指定を受けた者(以下「障害者就業・生活支援センター」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

（准用）

第九条の二十 第九条の十一第一項から第四項まで及び第九条の十四から第九条の十七までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第九条の十一第二項中「前項」とあるのは「第九条の十八」と「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、第

れること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められる」と。

九条の十四条中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第九条の十九第一号」と、第九条の十六中「第九条の十三」とあるのは「第九条の十九」と、第九条の十七第一項中「第九条の十一第一項」とあるのは「第九条の十八」と、同項第一号中「第九条の十三」とあるのは「第九条の十九」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

(号外)

官報

第九条の二十一 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第九条の十九第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十二条第一項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員」を削り、「船員である職員」を「自衛官」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

(国に勤務する職員に関する特例)

第十三条の二 省庁(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ)で、当該省庁の任命権者及び当該省庁に置かれる外局等(内閣府設置法第四十九条第二項に規定する機関、国家行政組織法第三条第一項に規定する委員会若しくは厅又は同法第八条の三に規定する特別の機関をいう。以下同じ)の任命権者の申請に基づいて、一体として身体障害者又は知的障害者である職員の採用の促進を図ることができるものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの(以下「承認省

府」という。)に係る第十二条第一項及び前条の規定の適用については、当該外局等に勤務する職員は当該承認省庁のみに勤務する職員と、当

該外局等は当該承認省庁とみなす。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をした後において、承認省庁若しくは外局等が廃止されたとき、又は承認省庁若しくは外局等における身体障害者若しくは知的障害者である職員の採用の促進を図ることができなくなったと認めるとときは、当該承認を取り消すことができ

(地方公共団体に勤務する職員に関する特例)

第十三条の三 地方公共団体の機関で、当該機関の任命権者及び当該機関以外の地方公共団体の機関(以下「その他の機関」という。)の任命権者の申請に基づいて当該機関及び当該その他の機関に勤務する職員若しくは、その端について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「認定地方機関」という。)に係る第十二条第一項及び第十三条の規定の適用については、当該その他の機関に勤務する職員と、当該その他の機関は当該認定地方機関とな

る。 (その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。

第十五条及び第七十八条の三において同じ。)を削り、同条第二項中「から除外率設定業種」との労働者のうちの当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種(以下「厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。」)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。

第十五条及び第七十八条の三において同じ。)を削り、同条第二項中「から除外率設定業種」との労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数を削る。

第十四条の二 第二項中「特定の株式会社の総株主の議決権の二分の一を超える数の議決権又は特定の有限会社の総社員の議決権の二分の一を超える数の議決権を有する」を「特定の株式会社又は有限会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある」に改め、同条の次に次の二条を加える。

二 当該認定地方機関及び当該その他の機関において、身体障害者又は知的障害者である職員の採用の促進が確実に達成されると認められること。

三 当該親事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者並びに当該子会社及び当該関係会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

2 第十四条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十五条第三項中「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加える。

第十七条第一項中「身体障害の」を「別表に掲げる障害の」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 承認省庁又は認定地方機関に係る第一項の規定の適用については、当該外局等又は当該その他の機関に勤務する職員は、当該承認省庁又は当

準に適合しなかつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第十四条第一項中「除外率設定業種(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う事業所の事業主について、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種との労働者の数に当該除外率設定業種に係る労働者のうちの当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種(以下「厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。」)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。

一 当該親事業主が第七十八条の三各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同条第一号に掲げる業務を行なうこととしていること。

二 当該親事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者並びに当該子会社及び当該関係会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

三 当該親事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者並びに当該子会社及び当該関係会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

2 第十四条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十五条第三項中「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加える。

第十七条第一項中「身体障害の」を「別表に掲げる障害の」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 承認省庁又は認定地方機関に係る第一項の規定の適用については、当該外局等又は当該その他の機関に勤務する職員は、当該承認省庁又は当

該認定地方機関のみに勤務する職員とみなす。

第一十九条第七項中「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加える。

第三十九条の十に次の二項を加える。

第十三条の二及び第十三条の三第一項の規定の適用については、第十三条の二第一項及び第二項中「第一項第一号」中「又は知的障害者である職員」とあるのは「若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項中「勤務する職員」とあるのは「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第一項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは「若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

第一項及び第十三条の三第一項中「勤務する職員」とあるのは「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第一項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは「若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

定める者に限る。)に改める。

第八十二条中「障害者雇用支援センター」の下に「、障害者就業・生活支援センター」を、「事務所」の下に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター」を加える。

第八十六条の二 第九条の二十一の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第五条を附則第六条とする。

附則第四条第一項中「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加え、同条を附則第五条とする。

附則第三条第五項中「附則第三条第一項」を「附則第四条第一項」に、「附則第三条第三項」を「附則第四条第三項」に改め、同条を附則第四条とし、附則第一条の次に次の二条を加える。

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置)

第三条 第十一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関(以下「除外率設定機関」という。)にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率(九十五パーセント以内において政令で定める率)を乗じて得た数の合計数を控除した数に」と

第一項の規定により読み替えて適用する第十一条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第十四条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定機関における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

第三十九条の十四第一項中「第五条第一項の政令で定める障害者」を「精神障害者」に改める。

第七十九条第一項中「その他厚生労働省令で定める障害者」を「及び精神障害者(厚生労働省令で

る。)を控除した数」とする。

第十四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数除外率設定業種(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相

当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行なう事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種との労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうち当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。)」と、同条第一項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種」との同じ。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数に」と

第一項の規定並びに附則第五条を附則第六项とする改正規定及び第三十九条第七項の改正規定(子会社及び関係会社に係る部分に限る) 平成十四年十月一日

二 第十一条第一項の改正規定及び第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条を附則第六项とする改正規定、附則第四条第一項の改正規定(子会社及び関係会社に係る部分に限る) 平成十四年十月一日

三 第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第九条の十二第一項の規定による指定を受けている社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人であつて、旧法第九条の十二第一項に規定するあつせんの業務を行つてゐるもの

別表中「身体障害の範囲(第一条関係)」を「障害の範囲(第一条、第十七条関係)」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定期日から施行する。

一 第十三条の次に二条を加える改正規定、第十四条の二第一項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第十五条第三項の改正規定(子会社及び関係会社に係る部分に限る) 平成十四年十月一日

二 第十一条第一項の改正規定及び第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条を附則第六项とする改正規定、附則第四条第一項の改正規定(子会社及び関係会社に係る部分に限る) 平成十四年十月一日

三 第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第九条の十二第一項の規定による指定を受けている社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人であつて、旧法第九条の十二第一項に規定するあつせんの業務を行つてゐるもの

平成十四年四月二十四日 参議院会議録第一二十一号

(以下「旧センター」という。)は、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。)第九条の十八の規定による指定を受けた者とみなす。

(以下「新法」という。)第九条の十八の規定による指定を受けた者とみなす。

二項又は第四項の規定によりされた公示(旧セ

ンターに係るものに限る)で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第九条の二の規定により読み替えて準用される新法第九

条の十一第二項又は第四項の規定によりされた公示とみなす。この場合において、当該公示の

うち旧法第九条の十二第二項に規定する指定に係る地域に係る部分については、この法律の施行による影響、その他の二項の規定による影響。

行と同時に、その効力を失うものとする。
。この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく
命令により旧センターに対して行い、又は旧セ

ンターが行つた処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定に

よつて、新法第九条の十九に規定する障害者就業・生活支援センターに対して行い、又は障害者就業・生活支援センターにて行なう。

者就業・生活支援センターが行なった処分
その他の行為とみなす。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定め

(職業能力開発促進法の一部改正) 10。

第四条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六節」に改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第四条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律)

第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條第五項中「第二章第五節」を「第二章

第六節に改める。

卷之三

官 報 (号外)

平成十四年四月二十四日

参議院会議録第二十号

投票者氏名

賛成者氏名	日程第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		反対者氏名
	阿南 一成君	大淵 緹子君	田村 秀昭君
入澤 泉	田嶋 陽子君	西岡 武夫君	西岡 茂太君
岩城 謙君	福島 瑞穂君	平野 貞夫君	平野 貞夫君
上杉 光英君	又市 征治君	松岡 満壽男君	松岡 満壽男君
魚住 鮎君	阿部 正俊君	椎名 素夫君	椎名 素夫君
尾辻 秀久君	有馬 朗人君	阿南 一成君	岩本 荘太君
太田 豊秋君	市川 一朗君	大淵 緹子君	田村 秀昭君
加藤 汎英君	岩井 國臣君	田嶋 陽子君	西岡 武夫君
小林 大島 慶久君	市永 清子君	福島 瑞穂君	平野 貞夫君
木村 上野 公成君	岩井 國臣君	又市 征治君	松岡 満壽男君
片山虎之助君	市川 一朗君	阿部 正俊君	椎名 素夫君
龜井 加納 時男君	岩永 浩美君	有馬 朗人君	阿南 一成君
景山俊太郎君	大島 慶久君	市川 一朗君	大淵 緹子君
久野 木村 仁君	小野 清子君	岩井 國臣君	田嶋 陽子君
小泉 顯雄君	大島 慶久君	市永 清子君	福島 瑞穂君
温君 順男君	木村 仁君	岩永 浩美君	又市 征治君
阿南 一成君	太田 豊秋君	市川 一朗君	阿部 正俊君
入澤 泉	加藤 汎英君	岩井 國臣君	有馬 朗人君
柏村 紀文君	小林 大島 慶久君	市永 清子君	市川 一朗君
河本 英典君	木村 仁君	岩永 浩美君	岩井 國臣君
金田 勝年君	片山虎之助君	大島 慶久君	市永 清子君
柏村 武昭君	龜井 郁夫君	木村 仁君	岩永 浩美君
河本 英典君	景山俊太郎君	片山虎之助君	龜井 郁夫君
久世 公義君	木村 仁君	龜井 郁夫君	景山俊太郎君
沓掛 哲男君	片山虎之助君	龜井 郁夫君	木村 仁君
小斎平敏文君	阿南 一成君	片山虎之助君	龜井 郁夫君
海野 南野知恵子君	大島 慶久君	木村 仁君	片山虎之助君
今泉 基隆君	木村 仁君	片山虎之助君	龜井 郁夫君
徴君 昭君	片山虎之助君	龜井 郁夫君	阿南 一成君
江田 海野 南野知恵子君	木村 仁君	片山虎之助君	大島 慶久君
五月君 徵君 昭君	片山虎之助君	龜井 郁夫君	木村 仁君
賛成者氏名	日程第三 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		反対者氏名
入澤 泉	阿南 一成君	大淵 緹子君	井上 哲士君
岩井 國臣君	愛知 治郎君	大脇 雅子君	市田 忠義君
市川 一朗君	信也君	田嶋 陽子君	緒方 靖夫君
阿部 正俊君	肇君	高橋 紀世子君	小泉 親司君
有馬 朗人君	鰐君	吉川 春子君	富樫 緒子君
市永 清子君	鰐君	林 紀子君	吉川 春子君
柳田 稔君	鰐君	宮 岳志君	吉川 春子君
山根 隆治君	鰐君	堀 紀子君	吉川 春子君
和田ひろ子君	鰐君	利和君	吉川 春子君
藪科 満治君	鰐君	利和君	吉川 春子君
魚住裕一郎君	鰐君	利和君	吉川 春子君
木庭健太郎君	鰐君	利和君	吉川 春子君
遠山 清彦君	鰐君	利和君	吉川 春子君
白浜 一良君	鰐君	利和君	吉川 春子君
山口那津男君	鰐君	利和君	吉川 春子君
松 あきら君	鰐君	利和君	吉川 春子君
日笠 勝之君	鰐君	利和君	吉川 春子君
木庭健太郎君	鰐君	利和君	吉川 春子君
入澤 泉	阿南 一成君	大脇 雅子君	井上 哲士君
岩井 國臣君	愛知 治郎君	田嶋 陽子君	市田 忠義君
市川 一朗君	信也君	高橋 紀世子君	緒方 靖夫君
阿部 正俊君	肇君	吉川 春子君	小泉 親司君
有馬 朗人君	鰐君	堀 紀子君	富樫 緒子君
市永 清子君	鰐君	利和君	吉川 春子君
柳田 稔君	鰐君	利和君	吉川 春子君
山根 隆治君	鰐君	利和君	吉川 春子君
和田ひろ子君	鰐君	利和君	吉川 春子君
藪科 満治君	鰐君	利和君	吉川 春子君
魚住裕一郎君	鰐君	利和君	吉川 春子君
木庭健太郎君	鰐君	利和君	吉川 春子君
遠山 清彦君	鰐君	利和君	吉川 春子君
白浜 一良君	鰐君	利和君	吉川 春子君
山口那津男君	鰐君	利和君	吉川 春子君
賛成者氏名	日程第三 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		反対者氏名
入澤 泉	阿南 一成君	大脇 雅子君	井上 哲士君
岩井 國臣君	愛知 治郎君	田嶋 陽子君	市田 忠義君
市川 一朗君	信也君	高橋 紀世子君	緒方 靖夫君
阿部 正俊君	肇君	吉川 春子君	小泉 親司君
有馬 朗人君	鰐君	堀 紀子君	富樫 緒子君
市永 清子君	鰐君	利和君	吉川 春子君
柳田 稔君	鰐君	利和君	吉川 春子君
山根 隆治君	鰐君	利和君	吉川 春子君
和田ひろ子君	鰐君	利和君	吉川 春子君
藪科 満治君	鰐君	利和君	吉川 春子君
魚住裕一郎君	鰐君	利和君	吉川 春子君
木庭健太郎君	鰐君	利和君	吉川 春子君
遠山 清彦君	鰐君	利和君	吉川 春子君
白浜 一良君	鰐君	利和君	吉川 春子君
山口那津男君	鰐君	利和君	吉川 春子君

岩永	上野	小野	大島	片山虎之助君	加治屋義人君	浩美君	公成君	清子君	慶久君	時男君	加納	時男君
景山俊太郎君												
木村	久野	木村	久野	鷗井	木村	久野	木村	久野	木村	久野	木村	久野
仁君	恒一君	郁夫君	恒一君	郁夫君	仁君	恒一君	郁夫君	仁君	恒一君	郁夫君	仁君	恒一君
小泉	顯雄君	溫君	顯雄君	溫君	小泉	顯雄君	溫君	小泉	顯雄君	溫君	小泉	顯雄君
鴻池	祥肇君	清水	達雄君	鴻池	齊藤	滋宣君	山東	昭子君	齊藤	滋宣君	山東	昭子君
田浦	直君	田浦	忠一君	田浦	武見	敬三君	中川	義雄君	田浦	直君	武見	敬三君
伊達	忠一君	伊達	茂皓君	伊達	月原	茂皓君	西田	吉宏君	伊達	忠一君	月原	茂皓君
中曾根弘文君												
橋本	野間	野間	野上浩太郎君	橋本	西田	西田	岩夫君	要一君	橋本	野間	野上浩太郎君	岩夫君
聖子君	赳君	赳君	保坂	英輔君	吉宏君	吉宏君	保坂	英輔君	聖子君	赳君	吉宏君	保坂
日出	舛添	舛添	岩夫君	三藏君	要一君	要一君	岩夫君	三藏君	日出	舛添	岩夫君	三藏君

松村	三浦	一水君
宮崎	山崎	裕君
森田	山下	力君
吉村剛太郎君	山本	英利君
浅尾慶一郎君	伊藤	基隆君
今泉昭君	小川	敏夫君
海野徹君	岡崎トミ子君	北澤俊美君
江本孟紀君	神本美恵子君	小林元君
奥石東君	佐藤雄平君	高橋充君
櫻井寛君	鈴木千秋君	合林正昭君
奥石東君	高橋充君	正昭君
角田義一君	佐藤寛君	長谷川正行君
直嶋哲郎君	鈴木千秋君	福山正司君
長谷川清君	高橋充君	藤原正行君
本田良一君	合林正昭君	福山正司君

溝手	松山	政司君
森下	山崎	顯正君
森元	山下	博之君
堀	朝日	正昭君
藤井	吉田	恒雄君
松井	脇	俊夫君
	池口	
	岩本	
	江田	
	小川	
	大塚	
	勝木	
	木俣	
	佳丈君	
郡司	彰君	
小宮山洋子君		
齊藤		
佐藤	泰介君	
高嶋	勁君	
谷		
千葉		
辻	良充君	
羽田雄一郎君	博之君	
内藤	景子君	
平田	泰弘君	
堀	正光君	
藤井		
利和君		
孝治君		

筑瀬	山下八洲夫君	山本	孝史君
進君	若林	荒木	秀穂君
	加藤	清寛君	
	草川	昭三君	
	沢	たまき君	
	高野	博師君	
	浜田卓一郎君	福本	潤一君
		森本	晃司君
		山下	栄一君
		山本	保君
		井上	緒方
		市田	靖夫君
		紙	忠義君
		小泉	智子君
		富樫	親司君
		畠野	練三君
		吉川	君枝君
		島袋	君子君
		宮本	岳志君
		吉川	紀子君
		西川	宗康君
		高橋	紀世子君
		西川	きよし君
		広野	ただし君
		山本	正和君
		大脇	雅子君
		田嶋	陽子君

柳田 峰崎 榎根 隆治君
和田ひろ子君 満治君
魚住裕一郎君
薬科 風間
木庭健太郎君
白浜 一良君
遠山 清彦君
日笠 勝之君
松 あきら君
山口那津男君
山本 香苗君
井上 美代君
岩佐 孝男君
大沢 辰美君
小池 見君
西山登紀子君
吉岡 吉典君
筆坂 秀世君
岩本 荘太君
田村 秀昭君
西岡 武夫君
平野 貞夫君
大田 絹子君
松岡満壽男君
福島 昌秀君
瑞穂君

障害者の雇用の
する法律案内
名

又市 征治君
中村 敦大君
阿部 正俊君
青木 幹雄君
泉 光英君
入澤 義也君
岩城 肇君
上杉 光弘君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
太田 豊秋君
加藤 紀文君
狩野 安吾君
柏村 武昭君
金田 年生君
河本 英典君
久世 公堯君
沓掛 哲男君
小平敏文君
後藤 博子君
斎藤 泰三君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
斎藤 十郎君
関谷 勝嗣君

官 報 (号 外)

平成十四年四月二十四日

參議院△會議錄第一二十一號

投票者氏名

田浦 伊達 忠一君 直君
中曾根 弘文君 敬三君
西田 吉宏君 月原 武見
野上浩 太郎君 中川 中川
聖子君 義雄君 彰君

田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 中島 啓雄君
 仲道 俊哉君 常田 享詳君 南野知恵子君
 西銘順志郎君 野沢 太三君 林 芳正君
 福島啓史郎君 野澤 仲道君 真鍋 賢二君
 真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君 松村 龍二君
 松谷蒼一郎君 三浦 一水君 宮崎 朝樹君
 松村 龍二君 森山 裕君 森田 次夫君
 森山 裕君 山崎 力君 山下 英利君
 森田 次夫君 山本 一太君 伊藤 基隆君
 山下 英利君 伊藤 基隆君 吉村剛太郎君
 山本 一太君 今泉 昭君 浅尾慶一郎君
 伊藤 基隆君 岡崎トミ子君 神本美恵子君
 吉村剛太郎君 小川 敏夫君 北澤 俊美君
 浅尾慶一郎君 岡崎トミ子君 神本美恵子君
 岩崎トミ子君 孟紀君 小川 敏夫君
 岩崎トミ子君 微君 小川 敏夫君
 岩崎トミ子君 元君 小林

小宮山洋子君
佐藤 齊藤 樹葉賀津也君
高嶋 良充君
谷 博之君
千葉 景子君
辻 泰弘君
内藤 正光君
羽田雄一郎君
平田 健二君
藤井 俊男君
堀 利和君
峰崎 直樹君
松井 孝治君
柳田 稔君
山根 隆治君
和田ひろ子君
薬科 満治君
魚住裕一郎君
風間 袖君
木庭健太郎君
遠山 清彦君
白浜 一良君
日笠 勝之君
松 あきら君
山口那津勇君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
井上 美代君
岩佐 恵美君
大沢 長美君

紙 緒方	市田 井上	山本 市田 忠義君 靖大君	谷林 高橋 千秋君	佐藤 雄平君 充君
智子君				

反対者氏名

名

小泉	富樫	畠野	練三君
親司君	君枝君	吉志君	紀子君
宮本	吉川	春子君	康君
島袋	高橋紀世子君	西川きよし君	広野ただし君
本岡	椎名	田嶋	山本
昭次君	渕上	雅子君	正和君
	貞雄君	陽子君	
	素夫君		

官 報 (号 外)

平成十四年四月二十四日 參議院会議録第二十号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

發行所
二東京一 番四都〇 財五 務六 省七 印八 刷九 局十 自十一
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 配送 料別) 二二〇〇円